

島根沿岸海岸保全基本計画 (改定)

平成29年3月

島 根 県

目 次（改定計画）

第1編	海岸の保全に関する基本的な事項	1
第1章	計画の策定にあたって	1
第2章	海岸の現況及び保全の方向に関する事項	3
2-1	海岸の概要	3
2-2	海岸事業の経緯	7
第3章	沿岸の長期的なあり方	11
3-1	防護面からの基本方針	11
3-2	環境面からの基本方針	21
3-3	利用面からの基本方針	29
3-4	ゾーン区分及びゾーン毎の基本方針	32
第2編	海岸保全施設の整備に関する基本的な事項	42
第1章	海岸保全施設の新設又は改良に関する事項	42
1-1	海岸保全施設を整備しようとする区域	43
1-2	海岸保全施設の種類、規模及び配置	43
1-3	海岸保全施設を新設・改良する海岸の一覧	46
第2章	海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項	49
2-1	海岸保全施設の存する区域	49
2-2	海岸保全施設の種類、規模及び配置	50
2-3	海岸保全施設の維持又は修繕の方法	51
第3章	海岸保全施設の整備（維持・修繕および新設等）の状況	52
3-1	一覧表	52
3-2	添付図	55
第3編	その他重要事項、留意事項	68
第1章	その他重要事項	68
1-1	広域的・総合的な視点からの取組の推進	68
1-2	地域との連携の促進と海岸愛護の啓発	69
第2章	今後の取り組みにおける留意事項	70
2-1	関連計画との整合性の確保	70
2-2	関係行政機関との連携調整	70
2-3	地域住民の参画と情報公開	70
2-4	計画の見直し	70

第1編 海岸の保全に関する基本的な事項

第1章 計画の策定にあたって

海岸保全基本計画は、対象海岸^{*}のあるべき将来像を示すものであり、国が示す海岸の保全に関する基本的な方針に基づいて、各都道府県が策定する海岸保全に関する基本的な計画である。（※本計画では、一般公共海岸区域及び海岸保全区域とする。）

平成12年4月に施行された改正海岸法により、**防護、環境及び利用の調和**のとれた海岸の保全を計画的に推進し、地域の実状に応じた海岸の保全を進めていくことが求められてきた。さらに、平成26年6月の海岸法の一部改正により、津波対策としての減災機能を有する海岸保全施設、海岸保全施設の計画的な維持・修繕への対応等が明示された。

海岸法の制定(昭和31年)

- 昭和28年9月、東海地区に上陸した台風13号による被害を受け、特別の国庫負担率の適用等を定める特別立法が制定
- 海岸を防護することを目的に、昭和31年に「海岸法」が制定
- 津波、高潮、波浪等の海岸災害からの防護のための海岸保全の実施

海岸法の一部改正(平成11年)

- 海岸の防護に加え、海岸環境の整備・保全、公衆の海岸の適正な利用を法目的に追加
- 防護・環境・利用の調和のとれた総合的な海岸管理制度の創設
- 地域の意見を反映した海岸整備の計画制度の創設
- 海岸法の対象となる海岸の拡張
- 国の直轄管理制度の導入

原計画

島根沿岸 海岸保全基本計画 (H15年3月策定、H21年3月改定)

隠岐沿岸 海岸保全基本計画 (H15年3月策定、H19年3月改定)

海岸法の一部改正(平成26年)

- 減災機能を有する堤防等の海岸保全施設への位置付け
- 水門・陸閘等の操作規則等の策定
- 海岸保全施設の維持・修繕基準の策定

など

図- 1.1 海岸法の制定・改正の経緯

島根県には、大山隠岐国立公園をはじめとする優れた自然環境、景観を有する島根沿岸（鳥取県境から山口県境）と隠岐沿岸の2つの沿岸がある。

本計画は、島根沿岸についての海岸保全基本計画を策定するものである。



島根県の概要

島根県は、中国地方の北側に位置し、延長約 200 km と細長く、海上 40 km ～ 80 km 沖に隠岐諸島を有しており、歴史的、風土的に異なった背景をもつ出雲、石見、隠岐の三地域からなる。

総面積は約 6,708 km²（竹島、宍道湖、中海含む）で、都道府県順位は 18 位であるが、約 79% が林野でおおわれているため、耕地面積としては都道府県中低位に位置する。

平成 27 年の国勢調査によると、県内の総人口は約 69 万人であり、昭和 60 年国勢調査を境に減少している。前回調査の平成 22 年時点（約 72 万人）から約 3 万人減少している。なお、島根沿岸の市町村の総人口は約 54 万人である。年齢階級別には、65 歳以上の高齢人口が年々増加しており、高齢者の人口比率（30.7%）は全国第 2 位である。

平成 22 年の国勢調査によると、産業別就業者の割合は、第 3 次産業が最も大きく（67.4%）、次いで第 2 次産業（24.0%）、第 1 次産業（8.6%）となっている。第 1 次産業の就業者数は減少してきているものの、全国平均（4.2%）に比べ、第 1 次産業の割合が大きく、第 2 次産業、第 3 次産業の割合が小さくなっている。

（委員会時の補足説明）公表時には削除

【産業関連の国勢調査結果は平成 29 年春以降に公表予定】

第2章 海岸の現況及び保全の方向に関する事項

2-1 海岸の概要

島根沿岸は、鳥取県境から山口県境に至る海岸線延長約 559kmで日本海に面した風光明媚な海岸である。

このうち、島根半島の海岸線は、一部砂浜海岸はあるものの、大半は海岸背後まで山が迫る屈曲に富んだリアス式海岸である。一方、出雲市大社町稲佐浜以西の海岸線は、なだらかな曲線を有する砂浜海岸やリアス式海岸で形成されており、出雲市西部、江津市から浜田市及び益田市に大規模な砂浜海岸が存在する。

島根半島の一部には大山隠岐国立公園が、また浜田市には浜田海岸県立自然公園があり、優れた景観地を有する。

島根半島には、リアス式海岸の地形を利用した天然の良港が多く、沿岸中央部から西部にかけての海岸では、砂浜海岸を利用した海水浴場や、背後の丘陵地に工場や事業所の集積がみられる。

洗濯岩（松江市）

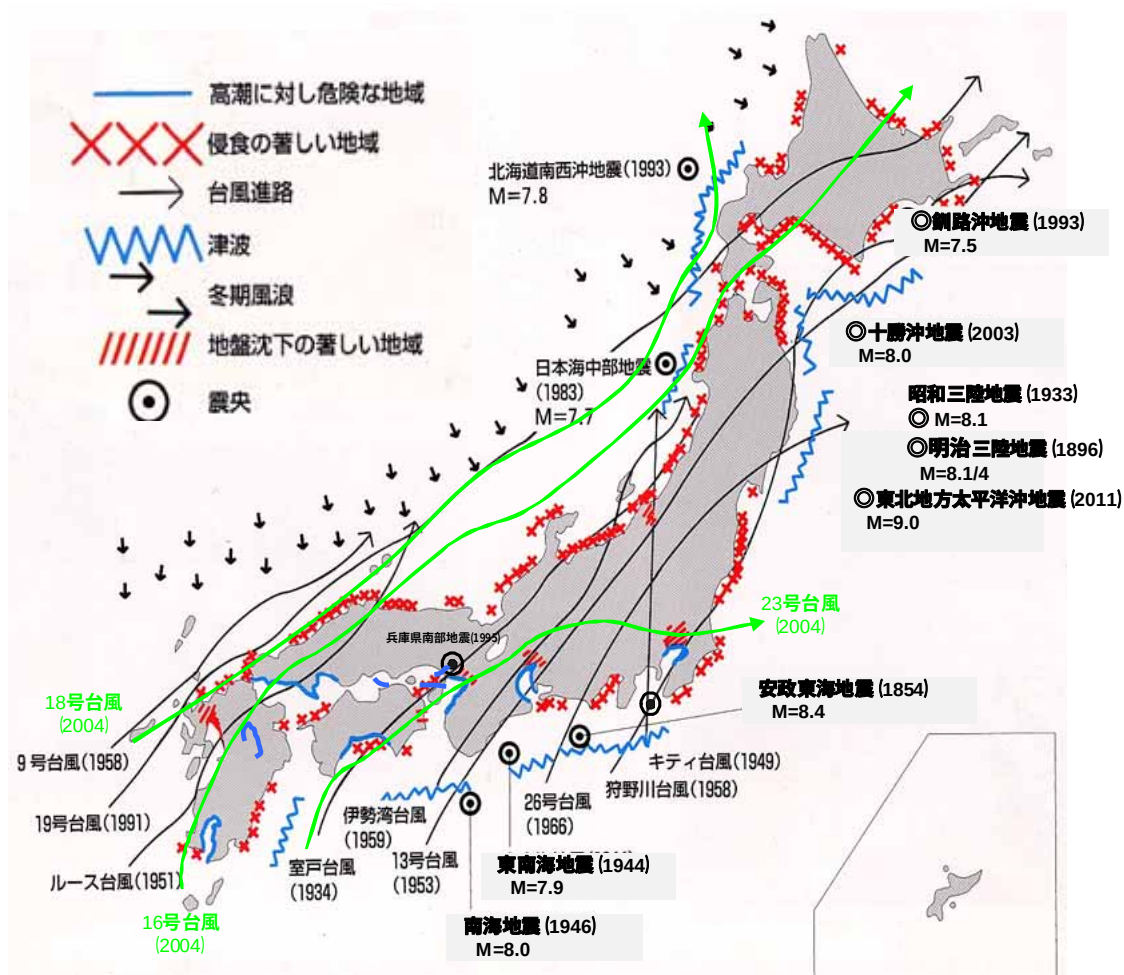


和木波子海岸（江津市）



写真- 1.1 島根沿岸の特徴的な景観

全国的にみると、島根県は冬季風浪等にさらされて海岸侵食の激しい地域にあたる。高潮や波浪による海岸保全施設の被災が発生しており、海岸を防護し、背後の人命や財産および国土を保全することが極めて重要である。



出典) 国土交通省他：海岸行政の最近の動向、H27

図- 1.2 日本の海岸に対する高潮・津波・海岸侵食の作用イメージ

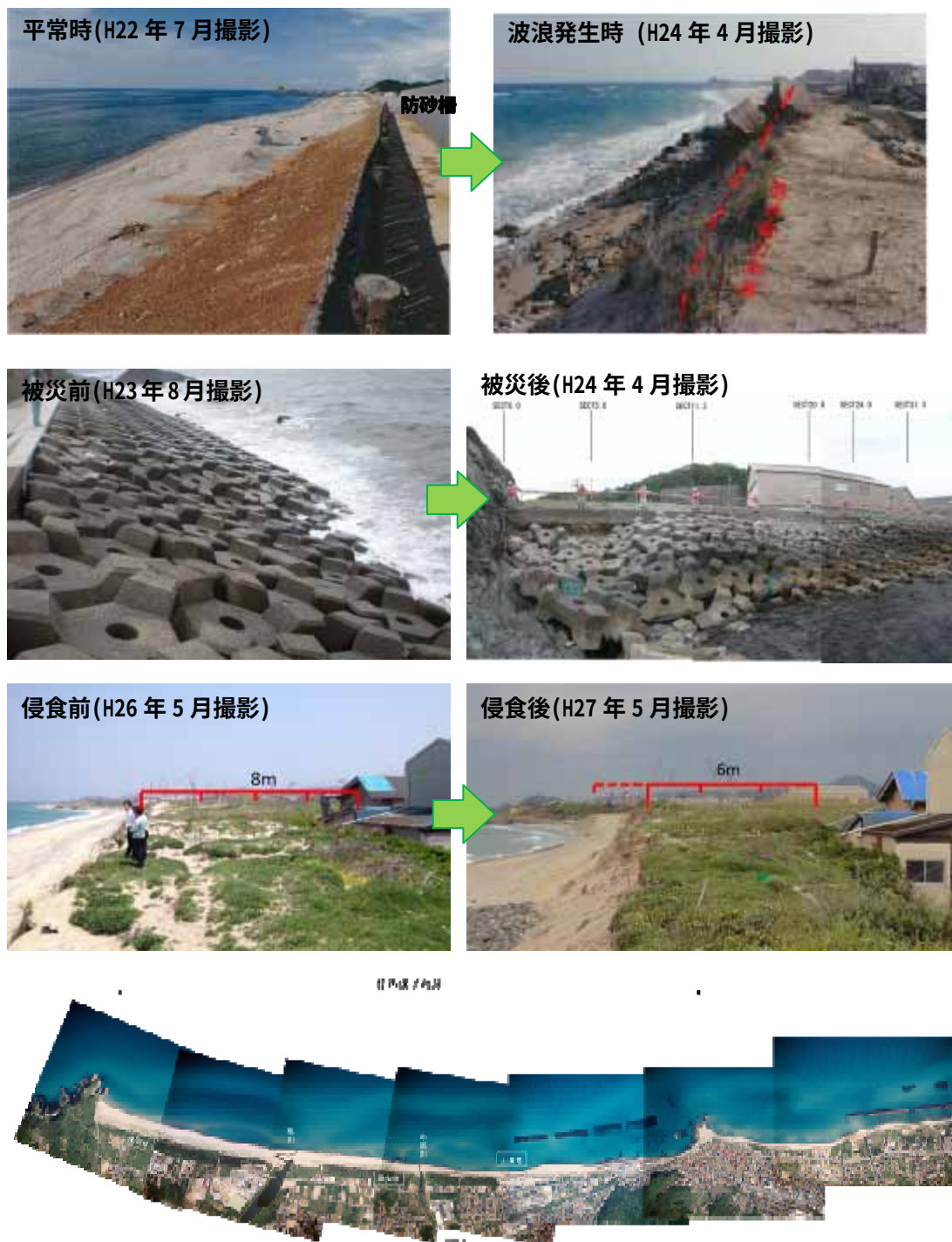


写真- 1.2 近年の海岸侵食・施設被害の事例
和木波子海岸（江津市）

持石海岸（益田市）

被災前



被災後(H24 年 4 月撮影)



被災後(H24 年 4 月撮影)



写真- 1.3 近年の施設被害の事例

和木波子海岸（江津市）

侵食後



中須海岸（益田市）

侵食前(H21 年 11 月撮影)



侵食後(H25 年 8 月撮影)



写真- 1.4 近年の海岸侵食の事例

2-2 海岸事業の経緯

本県の海岸事業は、海岸法施行前の昭和 26 年度に建設海岸において実施し、海岸法施行（昭和 31 年 11 月）後、海岸保全区域を指定し本格的な事業に着手した。以来、着実な海岸投資を図り、県土の保全・民生の安定に努めてきたところである。

島根県では、海岸保全事業の取り組み方について、平成 7 年 8 月に「島根沿岸 海岸保全施設の整備基本計画」を策定し、“基本方針”を下記のように定め事業を推進してきた。

島根沿岸 海岸保全施設の整備基本計画 （平成 7 年 8 月）

海岸事業の基本指針

島根沿岸の地域特性を踏まえ、地域社会の安全性や快適性を確保するために、「国土保全」、「環境保全」、「海浜利用」を三本柱とした以下の施策を展開する。

（1） 国土保全

島根沿岸を冬季風浪による侵食や越波被害から守り、安定した海浜を確保する。

（2） 環境保全

海岸の自然特性や生態系の保全・回復に配慮した施設を整備する。大山隠岐国立公園や海中公園及び景勝地日御碕海岸等の貴重な景観に配慮した施設を整備する。

（3） 海浜利用

海と背後地の景観に配慮し、多様化する海洋性レクリエーションに対応した魅力ある海浜の整備を図る。

島根沿岸のうち、高潮対策事業については越波被害の多い島根半島を中心に実施し、侵食対策事業については砂浜海岸の侵食が進む中央部から西部にかけての海岸を中心に実施してきた。また、利用者の多い砂浜海岸では環境整備事業により利用促進を図る施設の整備を行ってきた。

近年の海岸整備事業の概要および事例を以下に示す。

表- 1.1 近年の海岸整備事業の概要と事例

事業の種類	内容	前回の計画改定後に 海岸整備事業を実施した 海岸の一例
高潮対策事業	高潮（越波含む）によって、背後の土地に海水の浸水被害が発生する恐れのある地域について、堤防や護岸、防波堤などの新設・改良等を行う。	浜田漁港海岸（浜田市） 木部漁港海岸（益田市）
侵食対策事業	海岸の侵食によって、背後の土地に被害が発生する恐れのある地域について、離岸堤などの新設・改良等を行う。	平田海岸（出雲市） 逢浜海岸（大田市） 浜田港日脚海岸（浜田市） 小浜海岸（益田市）
海岸環境整備事業	国土保全および人命財産の防護とあわせて（上記の2つの事業）砂浜や、遊歩道、植栽等を整備し、快適な海岸環境を保全・創出を図る。	七類港海岸（松江市） 北浦海岸（松江市） 大社漁港海岸（出雲市） 田儀港海岸（出雲市） 持石海岸（益田市）
老朽化対策事業	定期的な点検によって、発見された海岸保全施設の破損や劣化箇所等の修繕を行う。	飯浦漁港海岸（益田市）
海岸災害復旧事業	台風や高潮、地震など異常な自然現象によって被害を受けた海岸保全施設の災害復旧等を行う。	三隅港海岸（浜田市）

【高潮対策】浜田漁港海岸（浜田市）



【侵食対策】浜田港日脚海岸（浜田市）



【侵食対策】小浜海岸（益田市）



【環境整備】七類港海岸（松江市）



【環境整備】北浦海岸（松江市）



写真- 1.5 海岸整備事業の事例

【環境整備】田儀港海岸（出雲市）



【環境整備】持石海岸（益田市）



【老朽化対策】飯浦漁港海岸（益田市）



【海岸災害復旧】三隅港海岸（浜田市）



写真- 1.6 海岸整備事業の事例

【侵食対策】久手港海岸（大田市）



【侵食対策】和木波子海岸（江津市）



【環境整備】大社漁港海岸（出雲市）



写真- 1.7 海岸整備事業の事例（事業継続中）

第3章 沿岸の長期的なあり方

3-1 防護面からの基本方針

3-1-1 防護面の基本方針

(1) 地域を守る安全な海岸の整備

① 高潮（越波等）への対応

島根沿岸は、日本海特有の激しい冬季波浪や度重なる台風の襲来を受ける地域であり、高潮・波浪による海岸侵食や越波などの災害対策として海岸保全施設の整備を進めてきたが、未整備箇所、施設の老朽化箇所等があるため保全機能が十分とはいえない。背後地の人命・財産等を災害から守るために、[海岸保全施設の新設・改良、老朽化対策](#)など、防災機能の向上を図っていくものとする。

なお、海岸保全施設の日常的な点検や維持管理についても、施設の損傷や異常個所の早期発見・補修等を図ることができるよう継続的かつ適切に行うものとする。

浜田漁港海岸（浜田市）



小伊津海岸（出雲市）



三隅港海岸（浜田市）



益田港海岸（益田市）



写真- 1.8 [越波状況と高潮・波浪による施設被害の事例](#)

木部漁港海岸（益田市）



写真- 1.9 高潮による浸水被害の事例



写真- 1.10 越波と面的防護による対策事例：和木波子海岸（江津市）

② 海岸侵食への対応

侵食の著しい箇所は、土砂の供給源も含めた広域的な土砂収支の把握に努めつつ、砂浜の維持・復元を図っていくものとする。その際には、土砂の供給源である河川の管理者と連携するとともに海岸管理者相互で連携を図り、一連の海岸において堆積箇所から侵食箇所への砂を供給する等、構造物によらない対策も含めた土砂の適切な管理を推進する。

島根沿岸における上記の土砂管理の新たな取り組み事例として、平成 27 年 10 月に策定した「^{その}蘭の長浜」土砂管理計画が挙げられる。この計画は、出雲市の大社漁港海岸から岐久海岸を一連の流砂系と捉え、養浜を中心とした砂浜の保全を計画したものである。



図- 1.3 「蘭の長浜土砂管理計画」、平成 27 年 10 月策定

③ 地震・津波への対応

住民の生命を守ることを最優先とし、ハード・ソフト両面からの総合的な津波対策を推進する。

発生頻度の高い津波（以下、レベル 1 津波と呼ぶ）による設計津波高よりも現況の海岸保全施設の高さが低い海岸については、経済性・維持管理の容易性・施工性・公衆の利用等を総合的に議論した上で関係市町村や地元と合意形成を図り、施設整備（ハード対策）の必要性を検討する。

その結果、海岸保全施設の整備を実施すると判断された場合でも、施設整備は時間と費用を要するため、（緊急時の避難体制や情報管理等の）ソフト対策の整備・推進を地域住民・行政が一体となり、ハード対策と並行して行っていくことが重要である。

発生頻度は高くないが、甚大な被害をもたらす恐れのある最大クラスのレベル 2 津波に対しては、全てを施設整備（ハード対策）で対応することは現実的ではないため、「津波浸水想定」に基づいて住民の避難等（ソフト対策）を軸とした総合的な津波対策を実施していく。また、津波が海岸堤防等を超えた場合でも施設の効果が粘り強く発揮できるような構造物の導入も検討する。

また、過去の被害をふまえて、特にソフト面での防災・減災体制を充実するように地域防災計画等で配慮していく。

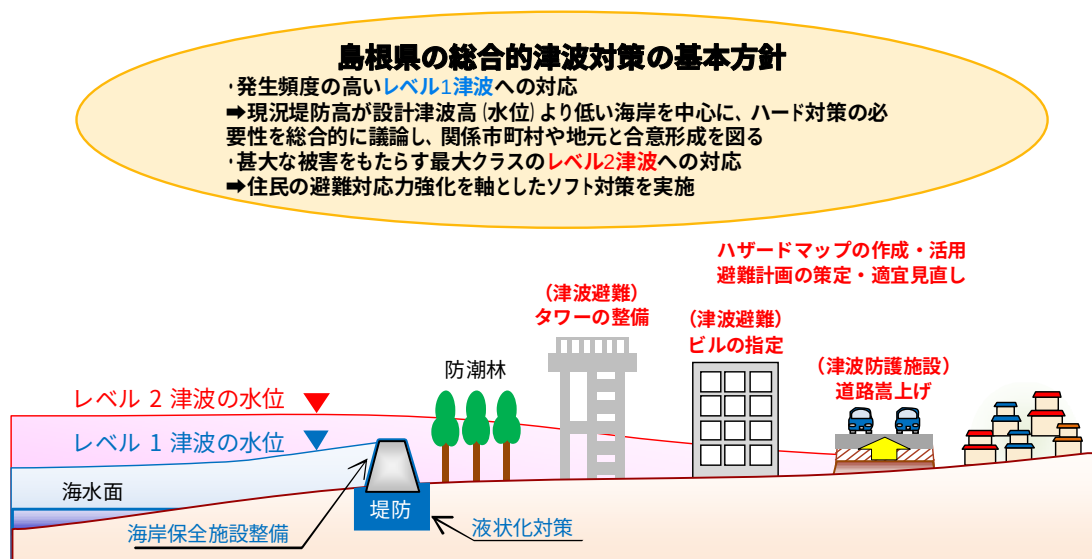


図- 1.4 2つのレベルの津波に対応した総合的津波対策のイメージ

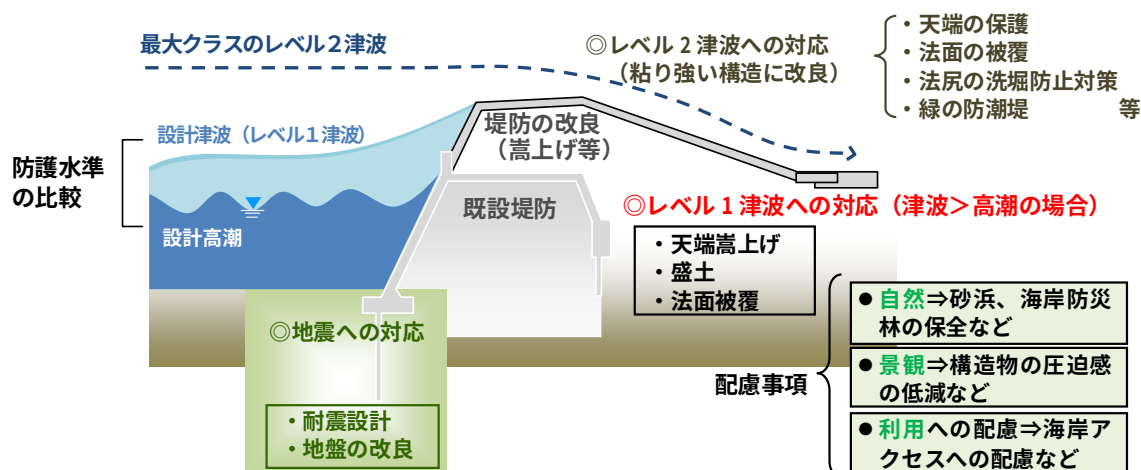


図- 1.5 地震・津波対策としての海岸堤防の整備イメージ

④ 施設の整備にあたっての留意事項

背後地の状況を考慮しつつ、高潮や津波等から海水の侵入および砂浜等の侵食を防止するとともに、海水が堤防等を越流した場合にも背後地の被害が軽減されるものとする。

⑤ 水門・陸閘等の効果的な管理運用体制の構築

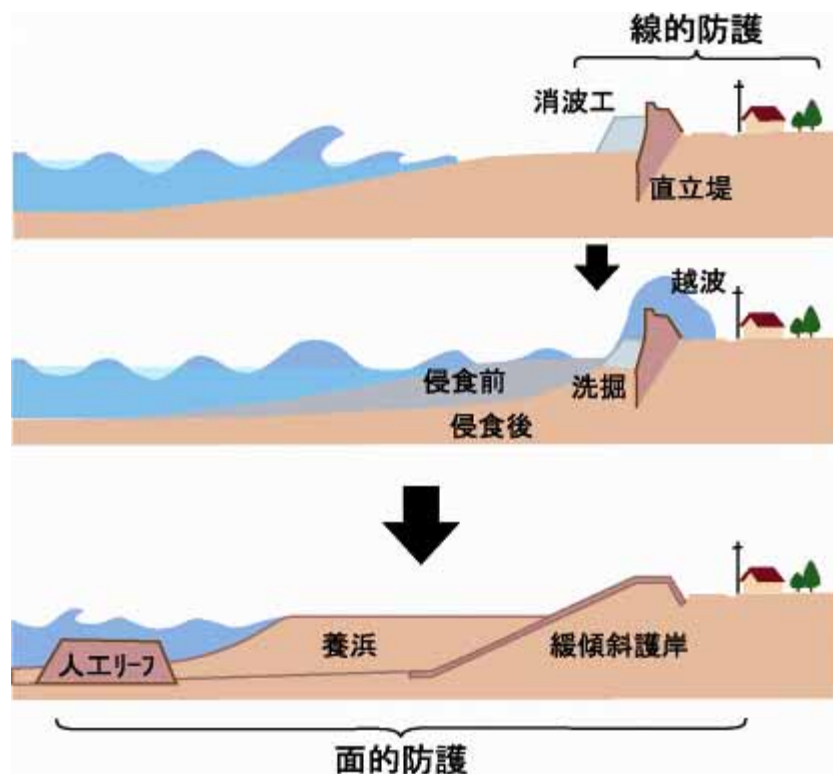
水門・陸閘等は現場作業員の安全確保を第一とし、以下の対応によって効果的な管理運用体制を構築していく。

- 施設の統廃合・常時閉鎖・自動化・遠隔操作化による閉鎖の確実性向上
- H27 年度に策定した「水門等の操作規則」に基づく平常時の訓練

⑥ 面的防護方式による環境・景観・利用への配慮

島根半島については、豊かな自然環境や景観を有し、大山隠岐国立公園に指定されている地区もある。また、ポケット的に存在する砂浜の多くは海水浴場として利用されている。県中央部から西部にかけては、砂浜海岸が多数存在し、海水浴を中心とした海洋性レクリエーションの場として利用されている。よって、施設の整備を進めるにあたっては、単に防護だけでなく、必要に応じて面的防護方式^{※1}を採用するほか、人工岩、人工リーフ^{※2}、構造物への着色、階段護岸といった方法で、自然環境、景観、利用にも配慮する。

また、当沿岸の沖合には、対馬暖流の影響を受けた豊かな漁場があり、漁業利用が盛んであるため、施設の整備を進めるにあたっては、漁業利用にも配慮する。



※1 護岸・離岸堤・リーフ・人工海浜を適切に配置し、それぞれの機能を複合させることで、粘り強い防護効果が発揮できる。また海岸とのふれあいの場を増進することもできる。(上図参照)

※2 人工的につくる幅広い浅瀬であり、波浪の減水効果を有する。捨石やコンクリートブロックで築造し、魚介類の生息の場ともなる。水没しているため景観を損なうことがない。

図- 1.6 面的防護方式

3-1-2 防護面の目標

(1) 防護すべき地域の設定

防護すべき地域は、海岸保全施設を新設または改良しない場合に、防護水準として設定した高潮・津波等による浸水や、現在進行中の砂浜侵食により海岸背後の家屋や土地に対して被害の発生が想定される地域とする。

(2) 防護水準の設定

① 高潮（越波含む）

過去に発生した高潮の記録に基づく既往最高潮位または適切に推算した潮位に、適切に推算した波浪の影響を考慮したものを防護水準とする。

➡ 本計画では「設計高潮高」と呼ぶ

② 津波

発生頻度の高いレベル 1 津波が沿岸に到達した際の設計津波水位を防護水準とする。

➡ 本計画では「設計津波高」と呼ぶ

③ 侵食

基本的に現状の汀線（水際線）を保全・維持することを防護水準とするが、侵食が著しく背後地に被害が生じる可能性が高い場合のほか、砂浜による消波機能を考慮した面的防護を必要とする場合には、汀線の回復を図ることを防護水準とする。

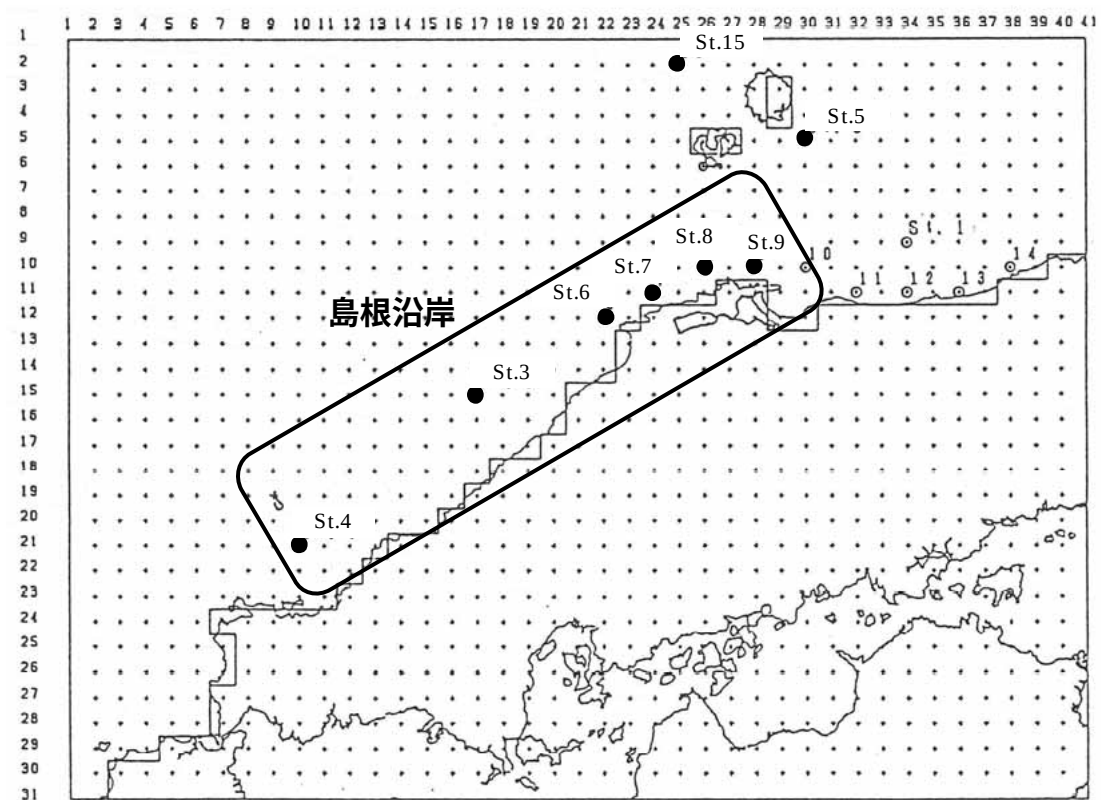
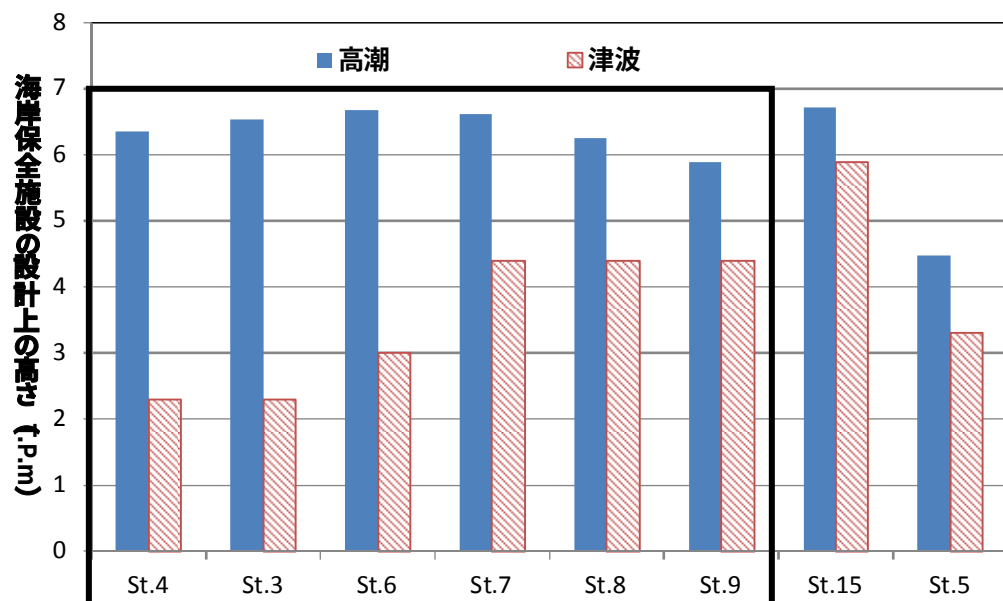
越波の様子（益田市）



侵食の様子（益田市）



新たに算定した「設計津波高」、現況施設の設計外力である「設計高潮高」を比較すると、県全体の傾向として「津波<高潮」となったことから、高潮および海岸侵食に対する対策を優先的に推進していく。ただし、現況施設高が設計津波高より低い海岸も一部存在するため、地域の実情を踏まえて高潮・海岸侵食対策を中心とした海岸整備を進めて行く必要がある。



設計高潮高：海岸の設計波高・周期※1に対し、技術基準※2に従って算出した波の打ち上げ高

設計津波高：比較地点が含まれる海岸線の設計津波水位の最大値

※1) (財) 漁港漁村建設技術研究所：日本海（山陰沿岸）沖波調査報告書、平成 4 年 3 月

※2) 海岸保全施設技術研究会：海岸保全施設の技術上の基準・同解説、平成 16 年 6 月

図- 1.7 設計高潮高と設計津波高の比較

下表に示すとおり、島根沿岸は全 146 海岸のうち、設計津波高よりも既存施設高が 1m※（次頁参照）以上低い海岸が約 2%存在する。施設高が設計津波高より低い区域については、経済性・維持管理の容易性・施工性・公衆の利用等を総合的に議論し、関係市町村や地元と合意形成を図っていく必要がある。その結果、施設の嵩上げが必要と判断された区域は、施設整備の事業化も含めて検討を行う。

表- 1.2 （参考） 設計津波高に対し、既設施設高が 1m 以上低い海岸の割合

	全 海岸数	該当 海岸数	全海岸に占める該当 海岸の割合
島根沿岸	146	3	2.1%
隠岐沿岸（島後）	38	6	15.8%
隠岐沿岸（島前）	39	7	17.9%

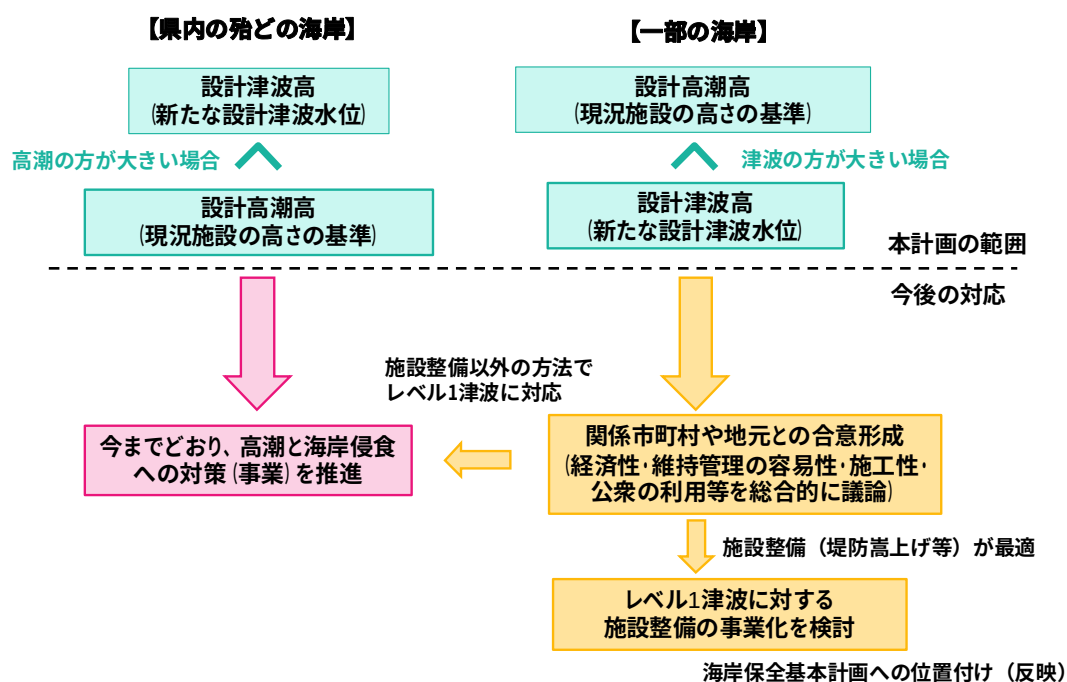


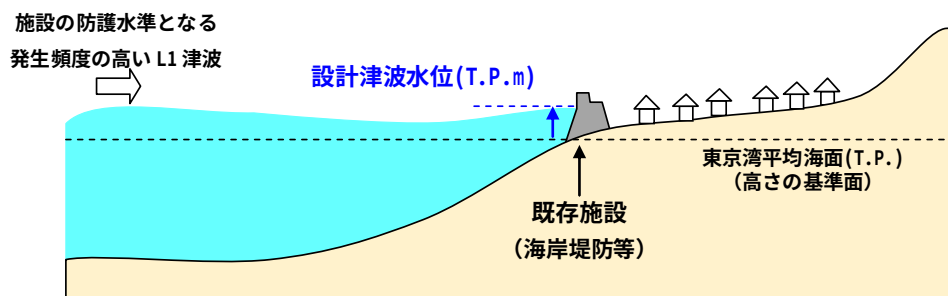
図- 1.8 新たに設定された設計津波高を踏まえた海岸保全施設整備の考え方

※【参考：既存施設の高さが設計津波高（水位）より1m以上低い海岸とは？】

2011年の東北地方太平洋沖地震津波では非常に多くの建物等の被害が発生した。

内閣府が整理した資料によると、津波が海岸堤防を越流するなどして陸域に進入した場合、地盤からの浸水深が1mを超えると全壊する建物が急激に増えることが分かっている。すなわち、既存施設の高さが設計津波高よりも1m以上低い場所においては、背後地の浸水による建物被害リスクが高いと考えられる。

【既存施設が津波より高い場合】



【既存施設が津波より低い場合】

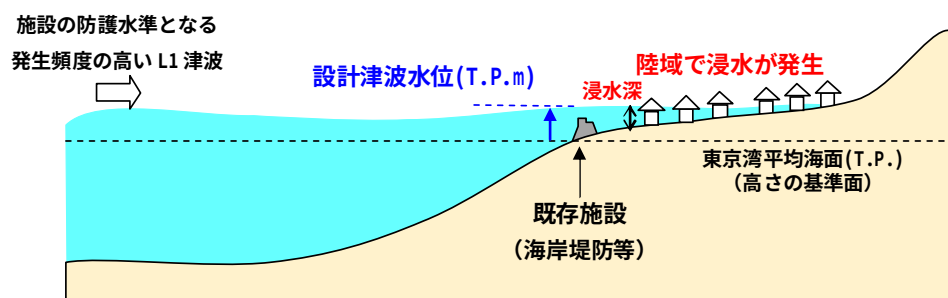
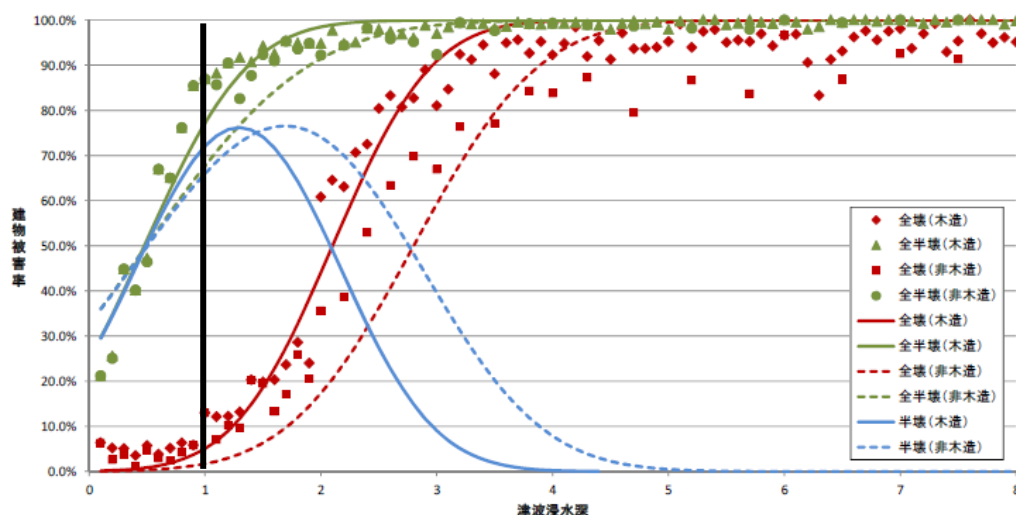


図 津波越流と浸水深のイメージ



出典) 内閣府：南海トラフ巨大地震の被害想定（第1次報告）、平成24年8月に加筆

図- 1.9 津波の浸水深と建物被害率の関係（人口集中地区以外）

3-2 環境面からの基本方針

(1) 郷土色豊かな海岸環境の保全

海岸は、陸域と海域とが相接する空間で、砂浜、岩礁、藻場（大型海産植物群落）など、生物にとって多様な生息・生育環境を有しているため、そこには、種類豊富な生物が存在している。

当沿岸の海中では、一般的に藻場と呼ばれる大型海産植物群落（海藻群落、海産種子植物群落）が広く分布している。これらの大型海産植物群落は魚類をはじめ多様な海産動物の生息場所、産卵場及び幼生の発育場として重要な生態系を構成している。環境省によると、島根半島沿岸東部や隠岐沿岸は「生物多様性の観点から重要度の高い海域」に指定されている。

また、陸上部では、当沿岸のほぼ全域で「しまねレッドデータブック 2014 動物編」において絶滅危惧種Ⅰ類とされているハヤブサが生息している他、笠浦ハマビワ群落、出雲海岸砂丘植生、仁摩海岸クロマツ林、浅利黒松海岸砂丘植生、三隅海岸クロマツ林、飯ノ浦海岸植生など多くの特定植物群落が分布している。また、浜田市の三隅海岸では自然環境保全地域が指定されている他、大田市の琴ヶ浜海岸は日本でも屈指の鳴り砂海岸として知られている。

こうした貴重な自然環境資源や、生態系の基盤となる藻場等に配慮し、郷土色豊かな海岸環境の保全に努める。

絶滅危惧種Ⅰ類：ハヤブサ



写真- 1.11 絶滅危惧種

琴ヶ浜海岸（大田市）



写真- 1.12 日本屈指の鳴り砂海岸

（２）優れた海岸景観との調和

海岸は白砂青松等の名勝や自然公園等の優れた自然景観を形成するための重要な要素である。

当沿岸では、島根半島の一部に大山隠岐国立公園が、浜田市に浜田海岸県立自然公園が指定されており、名勝・天然記念物の加賀の潜戸、天然記念物の石見畳ヶ浦といった景勝地が存在する。当沿岸の景勝地の価値が全国的にも評価され、平成 28 年 7 月、大山隠岐国立公園が国立公園満喫プロジェクト（環境省）の先行的・集中的フィールドに指定された。今後は観光客誘致のための各種施策が強化・実施される予定である。

対象海岸の保全にあたっては対象区域に隣接する、こうした名勝や自然公園等の優れた海岸景観との調和にも配慮する。



石見畳ヶ浦（浜田市）

写真- 1.13 島根沿岸の景勝地の一例

（３）環境保全への適切な対応

海岸環境の適切な保全のため、必要に応じ、貴重な生物の生息・生育地への車の乗り入れ規制の実施、環境に悪影響を及ぼす恐れのある油等の漂着物への対処など、適切に対応する。島根県では、「海岸漂着物処理推進法」の策定を契機とした「島根県海岸漂着物対策推進地域計画」を平成 25 年 3 月に策定し、海岸漂着物への対応を計画的に実施している。

(4) 保全活動の支援

自然環境の保全を適切かつ効果的に進めていくため、地域住民や団体と連携し、地域の海岸愛護の啓発を図る。島根県では、「ハートフルしまね（島根県公共土木施設愛護ボランティア支援制度）」を平成 21 年度に創設し、地域住民や団体等による海岸保全活動を支援しているところである。

下図に示すとおり、H21 年度以降、海岸保全活動に携わる団体と構成人数は増えている。しかし、構成人数（団体）と実績人数（団体）に開きがあること、実際に活動に参加した人数が近年減少傾向にあることが課題といえる。

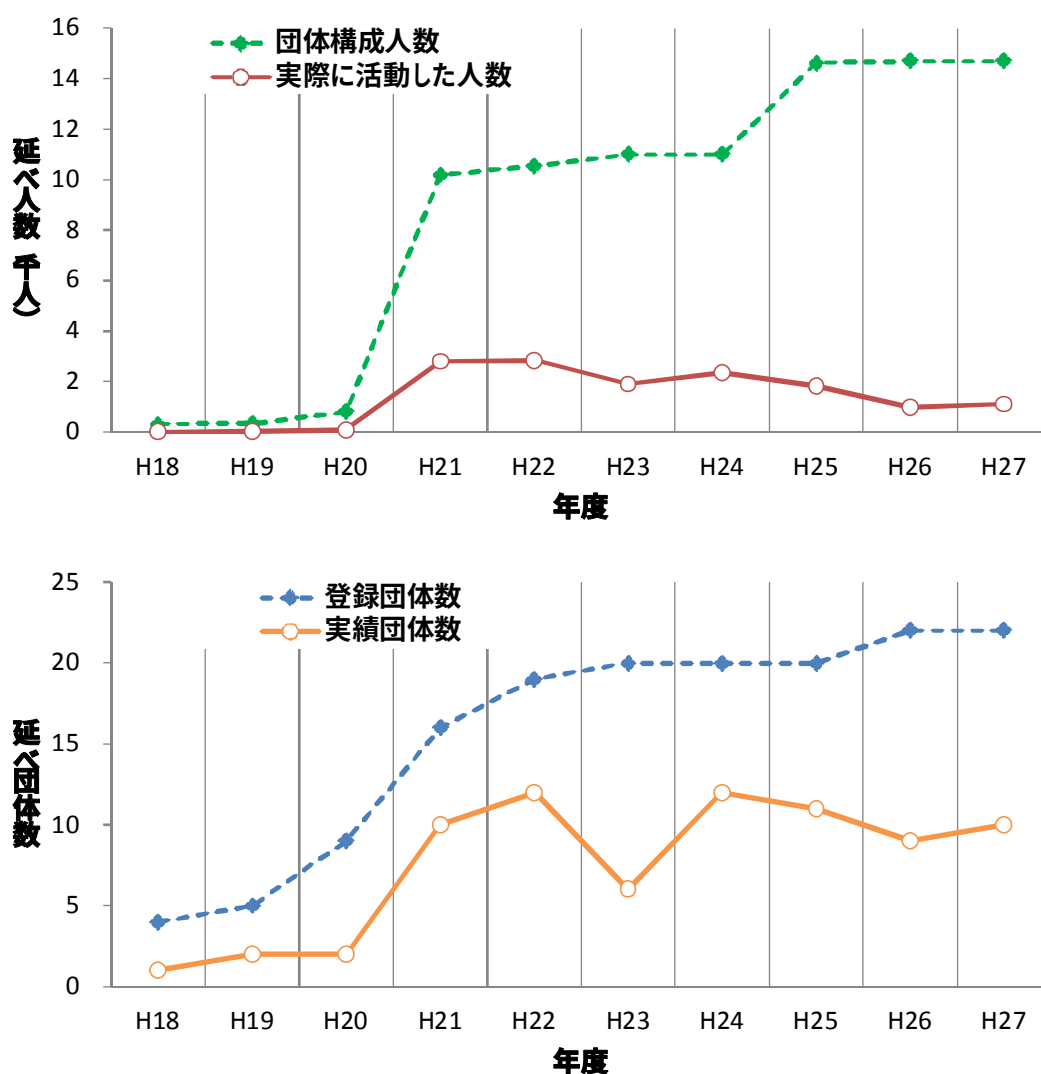


図- 1.10 海岸保全活動に携わる団体および人の推移（県全体）

島根沿岸には、大山隠岐国立公園を始め、1つの県立自然公園があり、その他にも美しい自然景観や貴重な動植物の生息地が数多く存在する。「しまねの自然お宝 MAP」によると、島根沿岸における自然環境の価値が高い地域や場所は次頁の表のとおりとなる。

また、益田市の須津漁港海岸と土田漁港海岸の間に位置する鎌手地区においては、「唐音水仙公園」が有名である。前述の選定地にはなっていないものの、地域住民によって植えられた200万球を超える日本水仙を見ることができ、国の天然記念物「唐音の蛇岩」と共に名所となっている。2006年にはしまね景観賞（大賞）を受賞しており、地域住民による保全活動が成功した事例として挙げられる。

表- 1.3 自然環境の価値が高い地域や場所（島根沿岸、その1）

No. (東から)	市町村名	海岸名	よみがな	所管	管理者	国立公園	国定公園	自然公園	都市公園	保自然 全地環 境域境	「みんなで守る郷土の自然」 選定地域	「みんなでつくる身近な自然観察路」 選定地域	海食地形 希少な 地形、地質
1	松江市	境港海岸	さかいこう	港湾局	境港管理組合	大山隠岐 (島根半島東部)							
2		海崎港海岸	かいざき	港湾局	市							みほの岬自然観察路	
3		五本松海岸	ごほんまつ	水国局	県								
4		美保関漁港海岸	みほのせき	水産庁	県								
5		才港海岸	さい	港湾局	市								
6		軽尾港海岸	かるび	港湾局	市								
7		雲津漁港海岸	くもづ	水産庁	市								
8		諸喰港海岸	もろくい	港湾局	市								
9		法田港海岸	ほうだ	港湾局	市								
10		七類港海岸(七類地区)	しちるい しちるい	港湾局	県								
11		七類港海岸(猿渡地区)	しちるい ざるわたり	港湾局	県								
12		惣津港海岸	そうず	港湾局	市								
13		惣津海岸	そうず	水国局	県							惣津海岸磯の観察地	
14		美保関海岸(笹子地区)	みほのせき ささこ	農振局	県								
15		笹子港海岸	ささこ	港湾局	市								
16		片江漁港海岸	かたえ	水産庁	市								
17		美保関海岸(立花地区)	みほのせき たちはな	農振局	県								
18		菅浦港海岸	すげうら	港湾局	市								
19		美保関海岸(菅浦地区)	みほのせき すげうら	農振局	県								
20		美保関海岸(北浦地区)	みほのせき きたうら	農振局	県								
21		稲積漁港海岸	いなづみ	水産庁	市								
22		北浦海岸	きたうら	水国局	県								
23		千酌港海岸	ちくみ	港湾局	市								
24		美保関海岸(千酌地区)	みほのせき ちくみ	農振局	県								
25		笠浦漁港海岸	かさうら	水産庁	県								
26		笠浦港海岸	かさうら	港湾局	市								
27		野井漁港海岸	のい	水産庁	市								
28		島根海岸(向前地区)	しまね むこうまえ	農振局	県								
29		瀬崎漁港海岸	せざき	水産庁	県								
30		島根海岸(小バセ地区)	しまね こばせ	農振局	県								
31		沖泊漁港海岸	おきどまり	水産庁	市								多古のセツ穴
32		多古漁港海岸	たこ	水産庁	市								
33		野波<小波>漁港海岸	のなみ<こなみ>	水産庁	市								
34		野波漁港海岸	のなみ	水産庁	市								
35		佐波港海岸	さなみ	港湾局	市								
36		島根海岸(田島地区)	しまね たじま	農振局	県								
37		加賀漁港海岸	かか	水産庁	県								加賀旧潜戸
38		加賀西海岸	かがにし	水国局	県								
39		大芦漁港海岸	おわし	水産庁	市								
40		島根海岸(須々海地区)	しまね すすみ	農振局	県								
41		御津漁港海岸	みつ	水産庁	県								
42		恵曇漁港海岸	えども	水産庁	県								
43		秋鹿北港海岸	あいかきた	港湾局	市								
44		魚瀬漁港海岸	おのぜ	水産庁	市								
45	出雲市	平田海岸(東地合第3地区)	ひらた ひがしちごうだいさん	農振局	県	島根 大山隠岐 半島西部)							
46		平田海岸(東地合地区)	ひらた ひがしちごう	農振局	県								
47		地合漁港海岸	ちごう	水産庁	市								
48		地合海岸	ちごう	水国局	県								
49		小伊津<坂浦>漁港海岸	こいづ<さかうら>	水産庁	県								
50		小伊津漁港海岸	こいづ	水産庁	県								
51		小伊津海岸	こいづ	水国局	県								
52		小伊津<三浦>漁港海岸	こいづ<みうら>	水産庁	県								
53		唯浦漁港海岸	ただうら	水産庁	市								
54		塩津海岸	しおつ	水国局	県								
55		塩津漁港海岸	しおつ	水産庁	市								
56		釜浦漁港海岸	かまうら	水産庁	市								
57		十六島海岸	うつぶるい	水国局	県								
58		十六島漁港海岸	うつぶるい	水産庁	県								
59		河下港海岸(西田地区)	かわしも にしだ	港湾局	県								
60		河下港海岸(垂水地区)	かわしも たるみ	港湾局	県								
61		猪目漁港海岸	いのめ	水産庁	市								猪目洞窟
62		猪目海岸	いのめ	水国局	県								
63		鵜峠漁港海岸	うど	水産庁	市								
64		鷺浦漁港海岸	さぎうら	水産庁	市						八千代川カジカガエル生息地		
65		宇龍漁港海岸	うりゅう	水産庁	県						日御碕カスミサンショウウオ生息地		日御碕、経島
66		黒田港海岸	くろだ	港湾局	市								
67		中山港海岸	なかやま	港湾局	市								
68		二俣港海岸	ふたまた	港湾局	市								
69		大社漁港海岸	たいしゃ	水産庁	県								
70		湊原海岸	みなとばら	水国局	県								
71		外園海岸	そとぞの	水国局	県						長浜海岸(園の長浜)		
72		湖陵漁港海岸	こりょう	水産庁	県								
73		湖陵海岸(西浜地区)	こりょう にしはま	農振局	県								
74		西浜海岸	にしはま	水国局	県								
75		岐久海岸	きく	水国局	市								
76		小田東港海岸	おだひがし	港湾局	市								
77		田儀海岸	たぎ	水国局	県								
78		小田漁港海岸	おだ	水産庁	市								
79		田儀港海岸	たぎ	港湾局	県								

資料) 島根県自然環境課：しまねの自然お宝 MAP より作成

表- 1.4 自然環境の価値が高い地域や場所（島根沿岸、その2）

No. (東から)	市町村名	海岸名	よみがな	所管	管理者	国立公園	国定公園	自然公園	都市公園	保自然全地環境	「みんなで守る郷土の自然」選定地域	「みんなでつくる身近な自然観察路」選定地域	海食地形希少な地形、地質
80	大田市	島津屋港海岸	しまづや	港湾局	市								
81		山谷港海岸	やまたに	港湾局	市								
82		灘山港海岸	なだやま	港湾局	市								
83		波根東漁港海岸	はねひがし	水産庁	市								
84		柳瀬漁港海岸	やなせ	水産庁	市								
85		久手港海岸	くて	港湾局	県								波根西の珪化木、掛戸松島
86		鳥井漁港海岸	とりい	水産庁	市								
87		和江漁港海岸(和江地区)	わえ わえ	水産庁	県						近藤ヶ浜ハマナス自生地		
88		魚津港海岸	うおづ	港湾局	市						近藤ヶ浜ハマナス自生地		静之窟
89		逢浜海岸	おおはま	水国局	県								
90		大浦海岸	おうら	水国局	県								
91		和江漁港海岸(五十猛地区)	わえ いそたけ	水産庁	県								
92		宅野港海岸	たくの	港湾局	県								
93		仁万漁港海岸	にま	水産庁	県								
94		仁摩海岸(坂灘地区)	にま さかなだ	農振局	県								
95		網屋港海岸	あみや	港湾局	市								
96		仁摩海岸(馬路地区)	にま まじ	農振局	県								
97		琴ヶ浜海岸	ことがはま	水国局	県						琴ヶ浜の鳴り砂		
98		舟津港海岸	ふなづ	港湾局	市								
99		仁磨海岸(馬路横貝地区)	にま まじよこがい	農振局	県								
100		仁磨海岸(馬路横貝地区)	にま まじよこがい	農振局	市								
101		友漁港海岸	とも	水産庁	市								
102		神畑海岸	かんばた	水国局	県								
103		仁磨海岸(馬路塩谷ヶ迫地区)	にま まじしおやがさこ	農振局	県								
104		湯里漁港海岸	ゆさと	水産庁	市								
105		日祖漁港海岸	ひそ	水産庁	市								
106		温泉津漁港海岸	ゆのつ	水産庁	県								
107		温泉津港海岸	ゆのつ	港湾局	県								
108		湯戸漁港海岸	ゆと	水産庁	市								
109		福光海岸	ふくみつ	水国局	県								
110		今浦海岸	いもうら	水国局	県								
111		今浦(福浦)漁港海岸	いもうら(ふくうら)	水産庁	市								
112		吉浦港海岸	よしうら	港湾局	市								
113	江津市	黒松漁港海岸	くろまつ	水産庁	県								
114		浅利漁港海岸	あさり	水産庁	市								
115		塩田海岸	しおだ	水国局	県								
116		江津港海岸	ごうつ	港湾局	県								
117		和木波子海岸	わきはし	水国局	県								
118		波子漁港海岸	はし	水産庁	市				石見海浜				
119		向の浜海岸	むかいのはま	水国局	県								
120		国分久代海岸	こくぶくしろ	水国局	県				浜田海岸				
121		唐鐘漁港海岸	とうがね	水産庁	県								赤鼻、畳ヶ浦
122		生湯港海岸	うぶゆ	港湾局	市								浜田海岸(海食地形)
123		浜田漁港海岸	はまだ	水産庁	県								浜田海岸(海食地形)、馬島
124	浜田市	浜田港海岸(長浜熱田地区)	はまだ ながはまあつた	港湾局	県								
125		浜田港海岸(日脚地区)	はまだ(ひなし)	港湾局	県								
126		津摩漁港海岸	つま	水産庁	市								
127		青口海岸	あおぐち	水国局	県								
128		折居漁港海岸	おりい	水産庁	市								
129		吉浦港海岸	よしうら	港湾局	市								
130		今浦(大麻)漁港海岸	いもうら(たいま)	水産庁	市								
131		福浦漁港海岸	ふくうら	水産庁	市								
132		古湊漁港海岸	ふるみなと	水産庁	市								
133		三隅港海岸(湊浦(1)地区)	みすみ みなとこう	港湾局	県					三隅海岸			
134	益田市	三隅港海岸(湊浦(2)地区)	みすみ みなとこう	港湾局	県								
135		三隅港海岸(湊浦港)	みすみ まつばら	港湾局	県								
136		須津漁港海岸	すづ	水産庁	県								
137		土田漁港海岸	つちだ	水産庁	市								
138		大浜漁港海岸	おおはま	水産庁	県								
139		木部漁港海岸	きべ	水産庁	市								
140		津田漁港海岸	つだ	水産庁	市								
141		遠田港海岸	とおだ	港湾局	市								
142		遠田海岸	とおだ	水国局	県								
143		中須海岸	なかず	水国局	県								
144	益田市	益田港海岸(中の島地区)	ますだ なかのしま	港湾局	県								
145		益田港海岸(高津地区)	ますだ たかつ	港湾局	県								
146		持石港海岸	もちいし	港湾局	市								
147		持石海岸	もちいし	水国局	県								
148		喜阿弥海岸	きあみ	水国局	県								
149		喜阿弥港海岸	きあみ	港湾局	市								
150		小浜海岸	こはま	水国局	県								
151		小浜漁港海岸	こはま	水産庁	市								
152		飯浦漁港海岸	いいのうら	水産庁	県								

資料) 島根県自然環境課：しまねの自然お宝 MAP より作成

(5) 調査の実施

海岸の整備にあたっては、環境保全に関する事前の調査を行い、自然環境へ配慮するとともに、モニタリングの導入等を実施する。

(6) 環境保全に関する他の法や計画も踏まえた海岸保全

前述のように、本県の海岸は自然的・景観的な価値が非常に高く、海岸保全においては環境省等の国家プロジェクトの動きも鑑みつつ、自然・景観に関する以下の法（条例）や計画と調和するものとする。

【国】

- ・生物多様性基本法に基づく「生物多様性国家戦略、H24 年」
- ・環境基本法に基づく「環境基本計画、H24 年」

【島根県】

- ・島根県環境基本計画、H23 年 3 月
- ・島根県海岸漂着物対策推進計画、H25 年 3 月

【市町村】

- ・市町村の景観条例に基づく「景観計画」

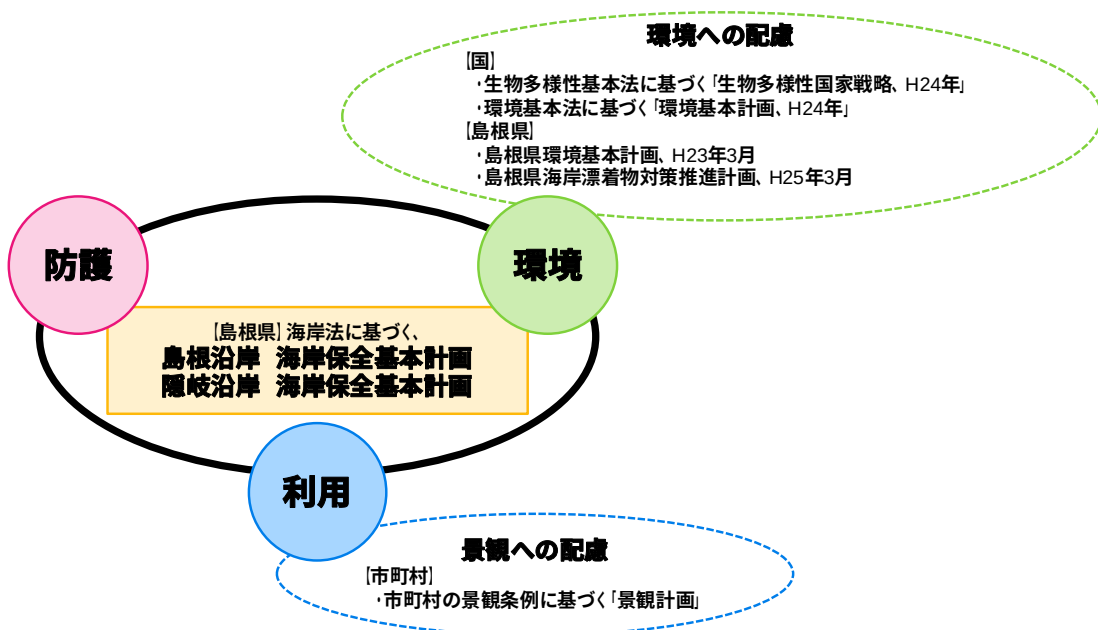


図- 1.12 本計画と環境・景観に関する他の計画との関連図

3-3 利用面からの基本方針

(1) 多様なニーズに対応した海岸づくり

海岸は生活の場、漁業活動の場、レクリエーションの場、交通・運輸の場など多種・多様な利用がなされている。

特にレクリエーション利用を考慮する海岸においては、国土の保全と併せて海岸の利用増進に役立つ施設（水辺へ近づきやすい階段護岸、砂浜、植栽等）や飛砂防止施設の整備を推進する。

その際には、自然環境や景観に配慮するとともにユニバーサルデザインに配慮した海岸づくりを推進する。

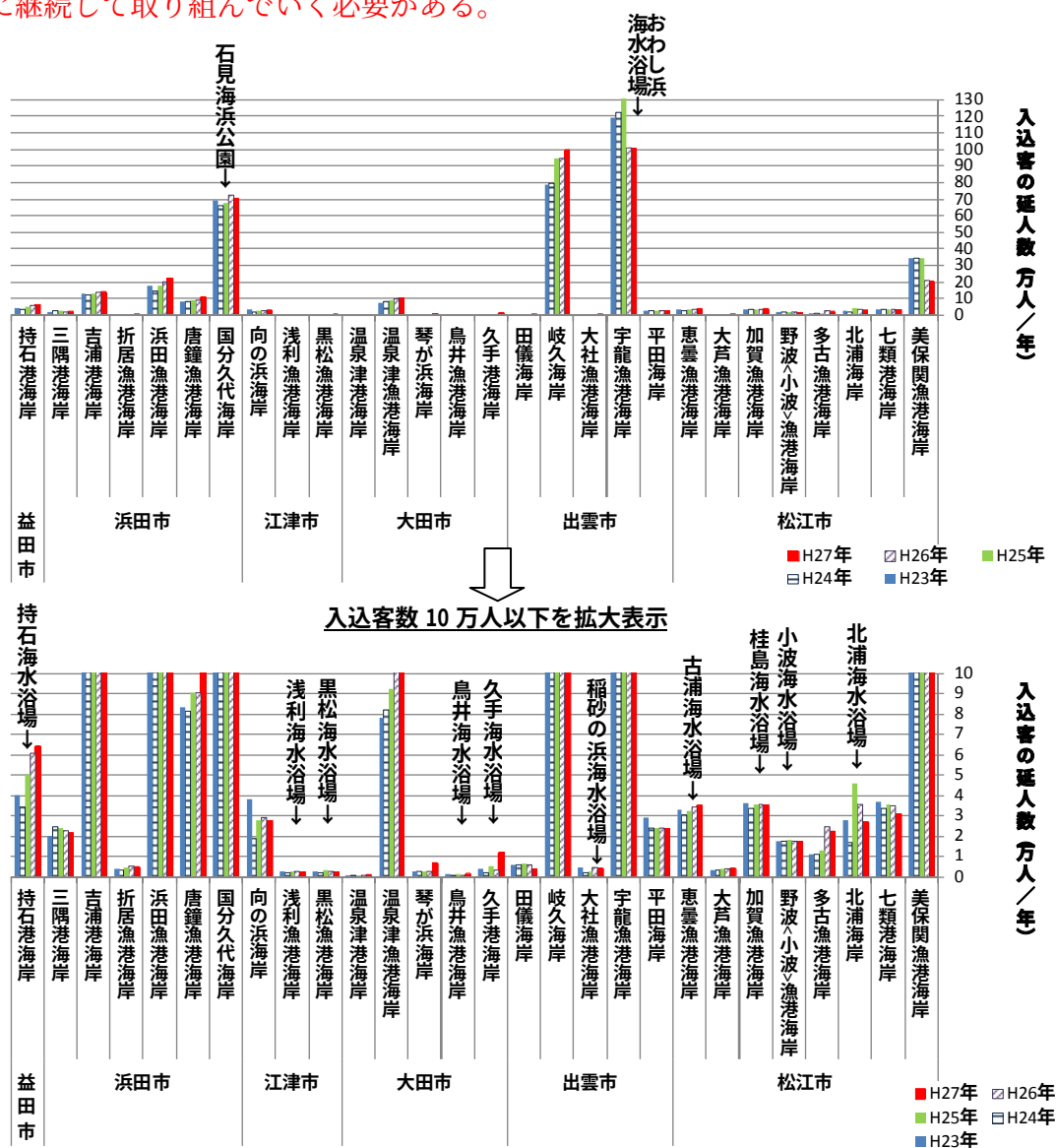
また、小学生を中心に行われている環境学習の場としての海岸利用については、各自治体、地域住民と連携し、その拡大を図っていくとともに、生物観察に適した磯浜などの保全に配慮していく。



写真- 1.15 多様な海岸利用の事例

海岸の観光利用の実態として、海岸別の観光入込客の延べ人数を以下に示す。

松江市の美保関漁港海岸（美保神社など）、出雲市の宇龍漁港海岸（日御崎など）と峠久海岸（道の駅キララ多岐など）、浜田市の国分久代海岸（石見海浜公園など）は 20 万人／年を超える観光入込客が利用している。一方、観光入込客が年間 5 万人以下の海岸が多数であり、地域の特性に応じた海岸利用を促す施設整備や維持管理に継続して取り組んでいく必要がある。



資料）島根沿岸の全海岸のうち、観光動態調査（島根県観光振興課）の対象海岸※を整理

対象海岸内の海水浴場を併記

※）以下の 3 つの要件を満たす場所および（公社）日本観光振興協会刊行「全国観光統計基準」による地点を追加
 ①非日常利用が多いこと、②入込客数が適切に把握できること、③前年の入込客数が年間 1 万人以上、もしくは前年の特定月の入込客数が 5 千人以上であること

図- 1.13 観光入込客の延べ人数（海岸別の集計結果）

（２）安全で適正な海岸利用の確保

誰もが快適に海岸を利用するため、利用者が他の迷惑になる行為や海岸環境に悪影響を及ぼす行為を自粛するといったマナー、モラルの向上が必要である。これらの啓発を図るとともに、海岸施設を汚染する行為に対する取り締まりを強化する。

（３）地域と連携した海岸愛護活動

現在ある美しい海岸は、地元住民やボランティアによる海岸清掃を中心とする海岸愛護活動によって維持されている。こういった海岸愛護活動は海岸環境に対する意識の向上の面からも重要であり、これらの活動の広がりが海岸利用のモラルの向上にもつながることから、可能な限りの支援を行っていく。

例えば、日本有数の鳴り砂海岸として広く知られている大田市の琴ヶ浜海岸では、地元住民による浜の清掃活動が年間を通じて自発的に実施されており、地域に根付いた海岸保全の良い事例である。

岐久海岸（出雲市）



岐久海岸（出雲市）



写真- 1.16 海岸利用と海岸愛護活動の事例

国分久代海岸（浜田市）



浅原海岸（出雲市）



写真- 1.17 市民団体との協働による海岸清掃活動の事例

3-4 ゾーン区分及びゾーン毎の基本方針

3-4-1 ゾーン区分

島根沿岸は、海岸線延長が約 559km と長く、地形や利用状況、住民意識などの特性が地域によって変化することが考えられる。このため、島根沿岸を、自然環境特性、社会環境特性、海岸特性、利用特性および住民意識の5つの特性に着目して整理を行った。以降に、その概要を示す。

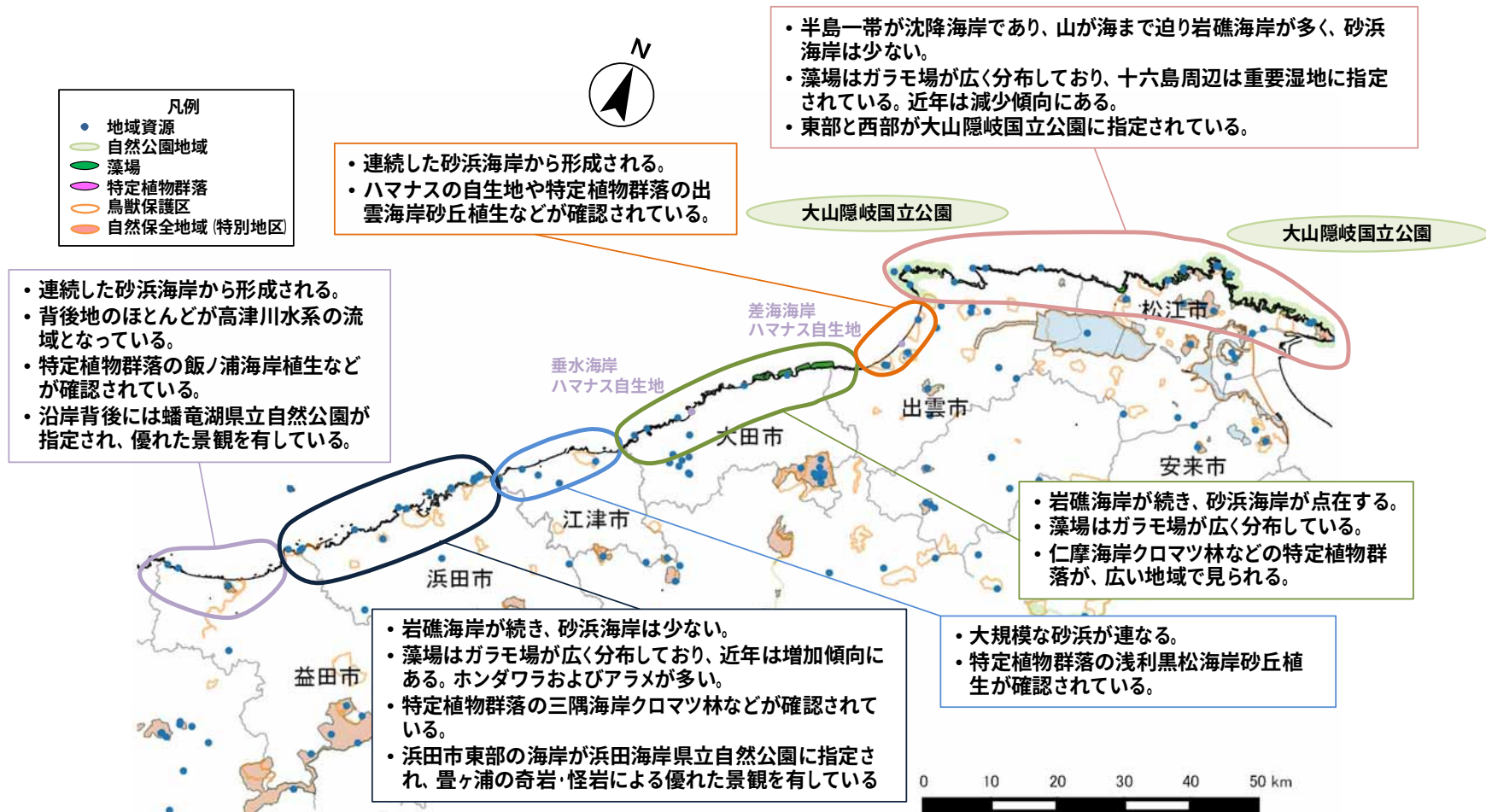


図- 1.14 自然環境特性の概要



- 山地が海岸まで迫る谷あい部に漁村集落が点在しており、水産業が盛んである。
- 内陸部は県下で最も人口が集中する地域であり、県内の行政・経済の中心である。
- 内陸部では国道9号が幹線道路である。また、当該地域では山陰自動車道が開通し、出雲から中国横断自動車道によって山陽方面と結ばれている。
- 出雲空港から各都市への空路、および東部の七類港から隠岐への海路が結ばれている。

- 国道9号が地域の幹線道路であり、国道および沿岸沿いに市街地や工業地が形成されている。
- 商工業が盛んな地域であり、県西部の中心的地域である。
- 山陽方面へは浜田から高速道路で結ばれており、関西、関東方面へは萩・石見空港から空路で結ばれている。また、沿岸には自動車専用道路が一部開通している。

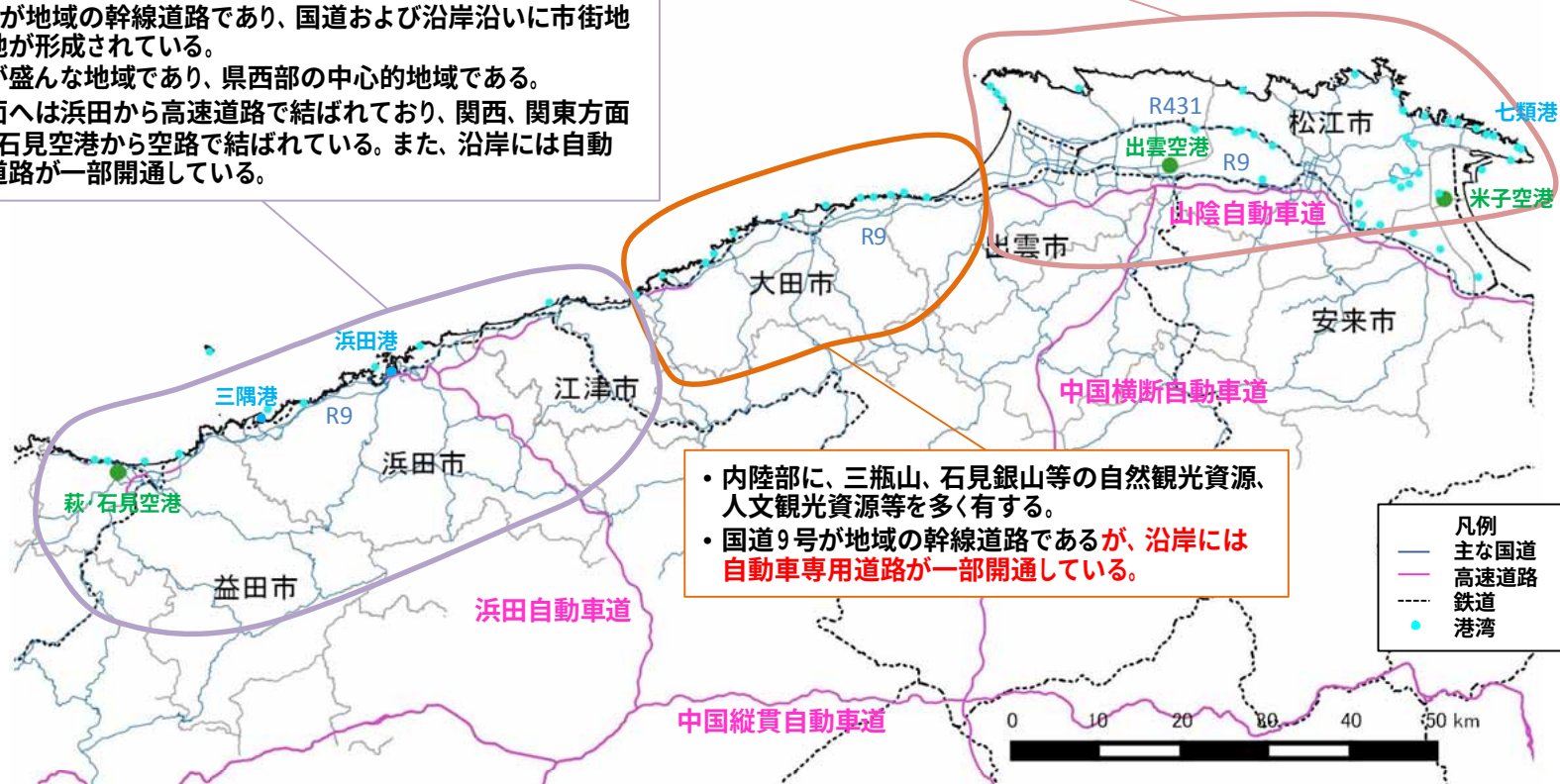


図 1.15 社会環境特性の概要

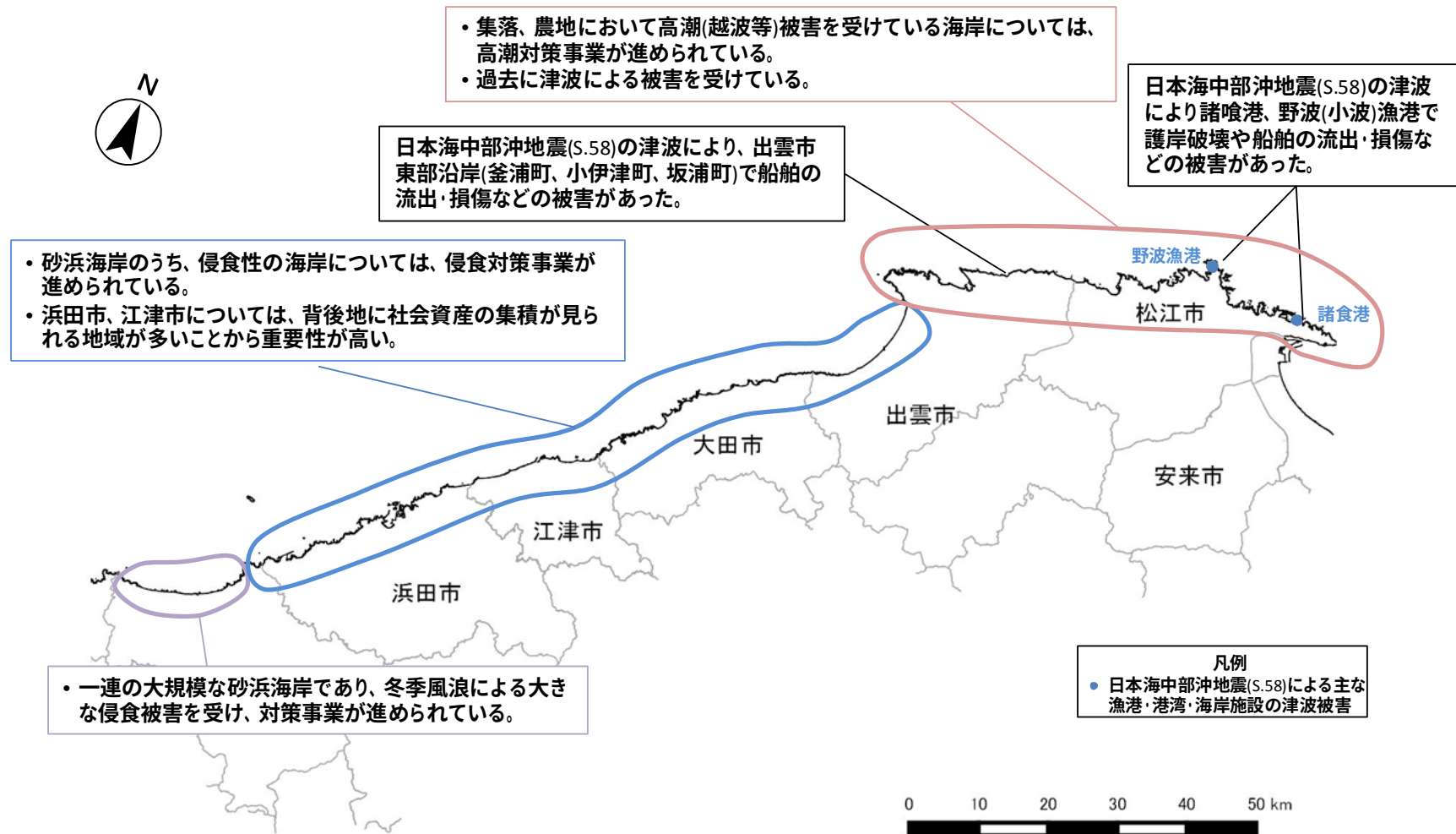


図- 1.16 海岸特性の概要

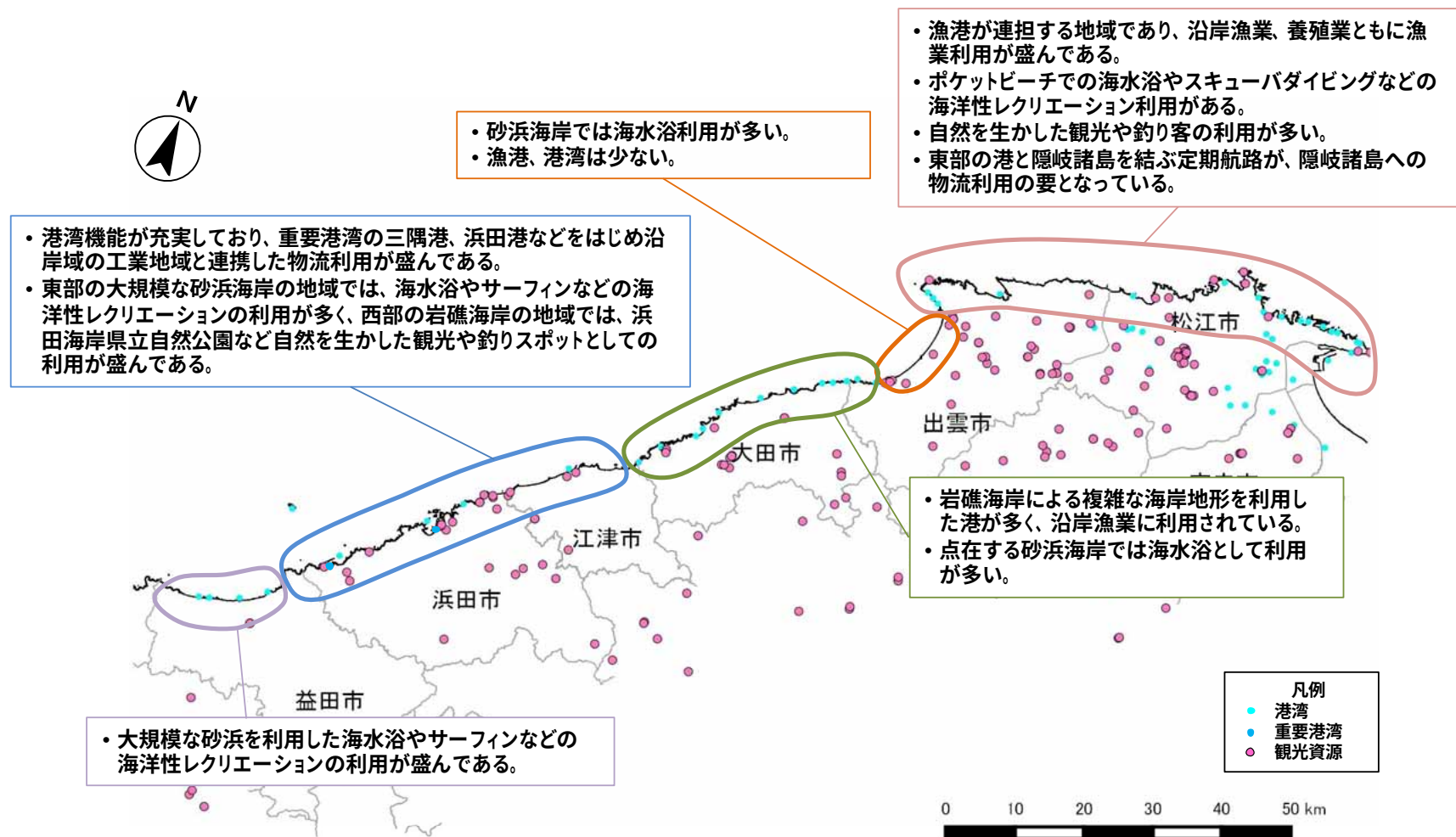


図- 1.17 利用特性の概要

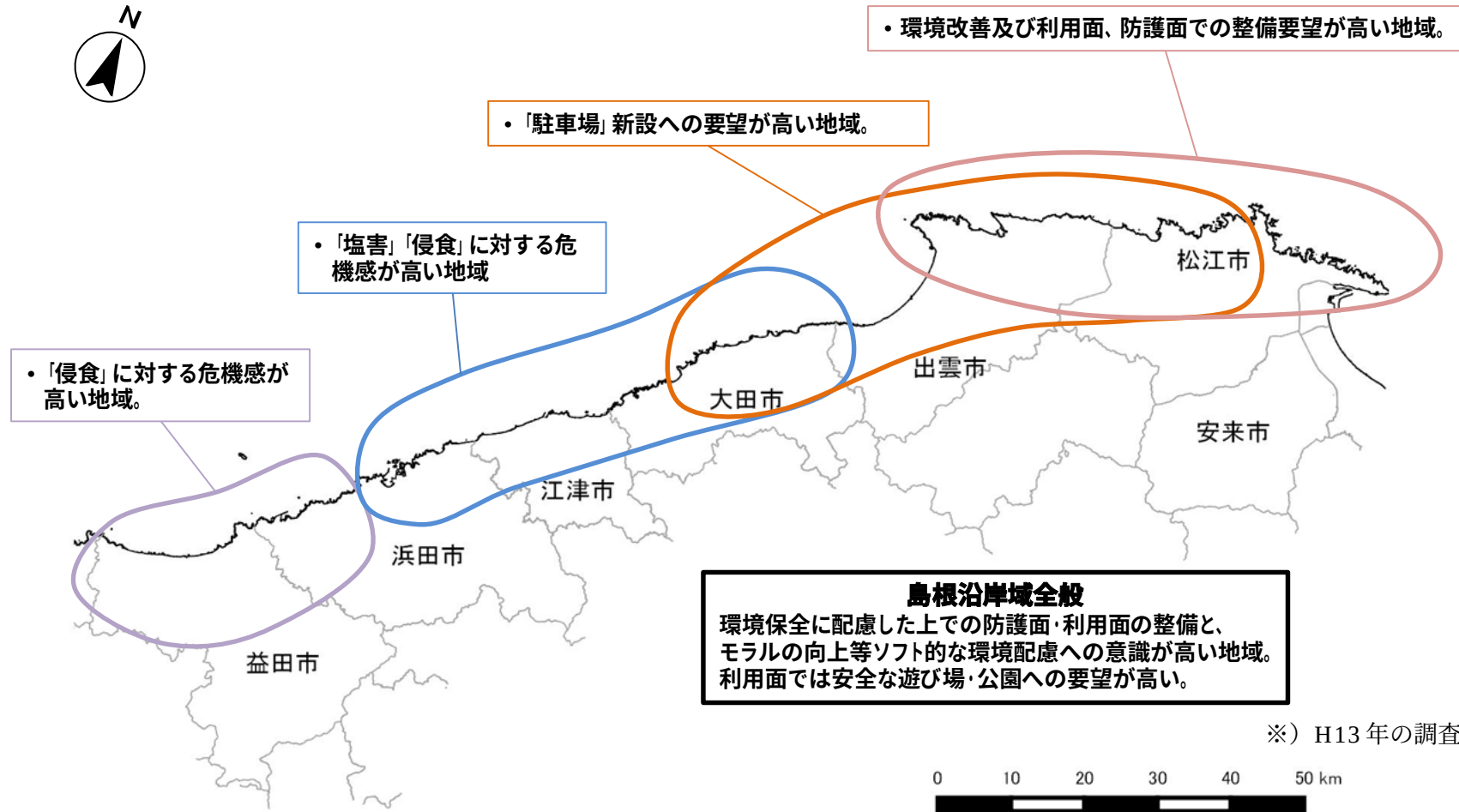


図- 1.18 住民意識の概要

以上の5つの特性を総合的に勘案し、島根沿岸を以下の6つのゾーンに区分した。



図- 1.19 ゾーン区分

3-4-2 ゾーン毎の基本方針

[自然が刻む荒磯ゾーン]

[防護]

- 集落、農地において、高潮（越波等）被害を受ける海岸については、高潮対策を推進する。
- ポケット的に存在する砂浜海岸のうち、侵食傾向の海岸については、侵食対策を推進する。
- 過去に津波被害を受けており、緊急時の避難体制や情報管理といったソフト面における防災体制の充実に努める。

[環境]

- 大山隠岐国立公園に指定されている地区は、その優れた景観の保全に配慮する。
- 笠浦ハマビワ群落や、重要湿地である十六島に代表される藻場などの貴重な植生の保全に配慮する。

[利用]

- 利用者のマナー、モラルの向上に向けた啓発活動を進める。

[神話を伝える浜ゾーン]

[防護]

- 広域的な土砂収支の把握に努め、連続する砂浜海岸を保全する。

[環境]

- ハマナスや出雲海岸砂丘植生などの貴重な植生の保全に配慮する。

[利用]

- 利用者のマナー、モラルの向上に向けた啓発活動を進める。

[歴史と音色の湊・浜ゾーン]

[防護]

- 集落において、高潮（越波等）被害を受ける海岸については、高潮対策を推進する。
- ポケット的に存在する砂浜海岸のうち、侵食傾向の海岸については、侵食対策を推進する。

[環境]

- ハマナスや仁摩海岸クロマツ林、藻場などの貴重な植生の保全に配慮する。
- 琴ヶ浜海岸は、日本でも屈指の鳴り砂海岸であるため、砂浜の保全に努める。

[利用]

- 利用者のマナー、モラルの向上に向けた啓発活動を進める。

[集い賑わいの浜ゾーン]

[防護]

- 砂浜海岸が多数存在するとともに、社会資産の集積がみられることから、侵食傾向の海岸については、侵食対策を推進する。

[環境]

- 浅利黒松海岸砂丘植生などの貴重な植生の保全に配慮する。

[利用]

- 遠方からの利用者を含めた幅広い利用者に対して、マナー、モラルの向上に向けた啓発活動を進める。

[夕日が映える海辺ゾーン]

[防護]

- 砂浜海岸の保全に努める。

[環境]

- 浜田海岸県立自然公園に指定されている地区は、その優れた景観の保全に配慮する。
- 三隅海岸クロマツ林や藻場などの貴重な植生の保全に配慮する。
- 三隅海岸自然環境保全地域に指定されている地域では、その優れた自然環境の保全に配慮する。

[利用]

- 遠方からの利用者を含めた幅広い利用者に対して、マナー、モラルの向上に向けた啓発活動を進める。

[悠久の時をうたう浜ゾーン]

[防護]

- 侵食の進んでいる海岸について侵食対策を実施し、連続する砂浜を保全する。

[環境]

- 高島暖地性植物群落や飯ノ浦海岸植生、藻場などの貴重な植生の保全に配慮する。

[利用]

- 利用者のマナー、モラルの向上に向けた啓発活動を進める。

第2編 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

第1章 海岸保全施設の新設又は改良に関する事項

海岸保全施設の新設又は改良にあたっては、防護・環境・利用面からの施設整備、海岸従事者の安全性確保、施設の長寿命化等の観点から以下を基本的な配慮事項とする。

安全な海岸の整備

- 線の防護方式から、防護のみならず環境や利用の面からも優れた面的防護方式への転換をより一層推進
- 高潮・津波等に対する施設整備を進め、（必要に応じて）施設を複合的かつ効果的に組み合わせた対策を推進
- 設計の防護目標を超える高潮・津波等の作用に対し、「緑の防潮堤」等の施設の粘り強さを発揮するための多様な構造を背後地の状況等を考慮して推進
- 水門・陸閘等の統廃合又は常時閉鎖を推進。自動化・遠隔操作化の取組を計画的に進めて現場操作員の安全又は利用者の利便性を確保
- 構造物によらない土砂移動制御も含めた総合的土砂管理による侵食対策の推進
- 施設の機能、背後地の重要度等を考慮し、（必要に応じて）耐震性の強化を推進

自然豊かな海岸の整備

- 各海岸の有する自然特性に応じた海岸保全施設の整備を推進
- 防護・環境・利用の3役を担える「砂浜」の保全と回復を主体とした整備の推進
- 自然環境の保全、海岸景観に配慮した施設整備の推進
- 多様な生物の生息・生育の場となり得る「離岸堤や人工リーフ等」整備の推進

親しまれる海岸の整備

- 海岸利用上の利便性や地域社会の生活環境の向上に配慮した施設の工夫
- 特に、海辺への円滑なアクセスが可能な構造への配慮
- **だれもが利用しやすいユニバーサルデザインに配慮した海岸づくりの推進**
- 既存施設を環境や利用に配慮した施設に変化させていくことへの配慮

1-1 海岸保全施設を整備しようとする区域

「第1編 3-1-2 防護面の目標」で定めた防護すべき地域のうち、高潮、侵食に対する対策が必要な海岸は、今回の改訂時で13海岸となる。

なお、「第1編 3-1-2 防護面の目標」で示したように、発生頻度の高いレベル1津波に対する設計津波高よりも設計高潮高が高い傾向にある。そのため、津波対策よりも高潮・海岸侵食への対応を優先的に実施していく。

1-2 海岸保全施設の種類、規模及び配置

(1) 海岸保全施設の種類

整備する海岸保全施設は、設定した防護目標のもと、海象や地形等の各種条件、景観、背後地の利用形態、周辺の整備内容等を総合的に判断して決定するものとする。

主要な海岸保全施設の種類（特徴と事例）を表-2.1に示す。

(2) 海岸保全施設の規模

海岸保全施設は、整備地区毎に施設延長及び代表天端高を定める。代表天端高は、各地区単独、又は複数地区にまたがり、標準的な海岸保全施設を想定して設定する。設定にあたっては、必要に応じて周辺海岸の施設整備内容との調整を図る。

(3) 海岸保全施設の配置

海岸保全施設の配置は、受益地域とその地域の実情を考慮して設定する。設定にあたっては、防護が必要な地域及び背後地の利用状況、さらには海岸の利用面・環境面に配慮して適切に行う。

表- 2.1 各施設の特徴と写真の一覧表（その1）

施設の種類	整備目的、効果	整備事例
(緩傾斜構造を含む) 堤防	海水の侵入を防止するとともに、陸地が侵食されるのを防止する施設	
(緩傾斜構造を含む) 護岸	陸地が侵食されるのを直接防止する施設	
胸壁	利用上の制約から海岸線付近に堤防・護岸等を設置することが困難な場合に海水の侵入を防止する施設	
(ヘッドランド含む) 突堤	海岸から海に突き出た形に築いた構造物。海岸に平行した流れによる砂の移動を止める施設	
離岸堤	海岸から少し沖に海岸線とほぼ平行に築いた構造物。波を直接ぶつけて弱めるもので、上部が海面上に現れている施設	
(消波工含む) 消波堤	汀線(ていせん・波打ちぎわ)に沿って連続または不連続に築いた構造物。波を低減する効果がある施設	

表- 2.2 各施設の特徴と写真の一覧表（その2）

施設の種類	整備目的、効果	整備事例
潜堤・人工リーフ	海岸から少し沖に海岸線とほぼ平行に築いた人工的な暗礁。上部の幅をかなり広くとることで離岸堤と同じ効果がある施設	
水門・樋門 排水機場	外水の侵入防止と内水の排水を行う機能を有する施設。自然排水能力に問題がある際は、排水機場も併設する	
陸閘	前面の漁港・港湾・海浜等を利用するために車両や人が通行するために設置する施設。閉鎖時には堤防・護岸・胸壁の機能を有する	
高潮防波堤 津波防波堤	高潮又は津波の侵入、低減に特化した海中構造物	県内に該当施設はない
（海岸管理者が指定した）砂浜	来襲する波の碎波によってエネルギーを減衰させる効果があり、海岸線の堤防等の洗掘防止機能も期待される施設	県内に該当施設はない
（海岸管理者が指定した）樹林	背後地の飛砂・飛沫の防止、低減を目的とし、景観の向上も期待される施設	県内に該当施設はない
閘門	水位（水面の高さ）が異なる水域を船舶がスムーズに往来できるように設置された施設	県内に該当施設はない

1-3 海岸保全施設を新設・改良する海岸の一覧

施設整備が必要と判断した海岸の名称、所管、背後地、整備予定施設を以下に示す。

表- 2.3 施設を新設・改良する予定の海岸一覧

自然が刻む荒磯ゾーン (松江市～出雲市)		・ 集落、農地において、高潮（越波等）被害を受ける海岸については、高潮対策を推進する。 ・ ポケット的に存在する砂浜海岸のうち、侵食傾向の海岸については、侵食対策を推進する。		
海岸番号	海岸名 (市町村)	所管	背後地	整備計画※
	境港海岸 (松江市)	国土交通省 港湾局	住宅地	護岸等
	軽尾港海岸 (松江市)	国土交通省 港湾局	住宅地、山林	護岸等
	七類港海岸 (松江市)	国土交通省 港湾局	住宅地、山林	護岸等、沖合消波施設
1-1	惣津海岸 (松江市)	国土交通省 水管理・国土保全局	住宅地、山林	沖合消波施設
	片江漁港海岸 (松江市)	農林水産省 水産庁	住宅地、山林	護岸等
	北浦海岸 (松江市)	国土交通省 水管理・国土保全局	住宅地、農地	護岸等、沖合消波施設
1-2	笠浦港海岸 (松江市)	国土交通省 港湾局	住宅地、山林	護岸等
	笠浦漁港海岸 (松江市)	農林水産省 水産庁	住宅地、農地、山林	護岸等
	野波漁港海岸 (松江市)	農林水産省 水産庁	住宅地、山林	護岸等
1-3	加賀漁港海岸 (松江市)	農林水産省 水産庁	住宅地、観光地	護岸等、沖合消波施設
	秋鹿北港海岸 (松江市)	国土交通省 港湾局	住宅地、山林	護岸等
	平田海岸東地合第3地区 (出雲市)	農林水産省 農村振興局	住宅地、農地、山林	護岸等
	十六島漁港海岸 (出雲市)	農林水産省 水産庁	住宅地、山林	沖合消波施設
	河下港海岸 (出雲市)	国土交通省 港湾局	住宅地、山林	護岸等、沖合消波施設

※護岸等：直立護岸、緩傾斜護岸、消波堤、養浜 等

※沖合消波施設：離岸堤、人工リーフ、潜堤

(委員会時の補足説明) 公表時には該当行を削除

■：新規整備（事業）が完了した海岸

■：周辺状況の変化等の理由により整備を取り止めた海岸

→今後は海岸及び既存施設の適切な維持管理を行う（第2章でその旨記載）

表- 2.4 施設を新設・改良する予定の海岸一覧

神話を伝える浜ゾーン (出雲市)		・ 広域的な土砂収支の把握に努め、連続する砂浜海岸を保全する。		
海岸 番号	海岸名	所管	背後地	整備計画※
2-1	大社漁港海岸 (出雲市)	農林水産省 水産庁	住宅地	護岸等、沖合消波施設
2-2	西浜海岸 (出雲市)	国土交通省 水管理・国土保全局	住宅地、農地、山林	護岸等、沖合消波施設

歴史と音色の湊・浜ゾーン (出雲市～大田市)		・ 集落において、高潮(越波等)被害を受ける海岸については、高潮対策を推進する。 ・ ポケット的に存在する砂浜海岸のうち、侵食傾向の海岸については、侵食対策を推進する。		
海岸 番号	海岸名	所管	背後地	整備計画※
	田儀港海岸 (出雲市)	国土交通省 港湾局	住宅地、山林	護岸等、沖合消波施設
3-1	波根東漁港海岸 (大田市)	農林水産省 水産庁	住宅地	護岸等、沖合消波施設
3-2	久手港海岸 (大田市)	国土交通省 港湾局	住宅地、農地、山林	沖合消波施設 (透過式に改良)
	逢浜海岸 (大田市)	国土交通省 水管理・国土保全局	住宅地	沖合消波施設
	仁万漁港海岸 (大田市)	農林水産省 水産庁	住宅地、農地、山林	護岸等、沖合消波施設

集い賑わいの浜ゾーン (江津市)		・ 砂浜海岸が多数存在するとともに、社会資産の集積がみられることから、侵食傾向の海岸については、侵食対策を推進する。		
海岸 番号	海岸名	所管	背後地	整備計画※
4-1	江津港海岸 (江津市)	国土交通省 港湾局	住宅地、工業地	護岸等、沖合消波施設
4-2	和木波子海岸 (江津市)	国土交通省 水管理・国土保全局	住宅地	護岸等、沖合消波施設

※護岸等 : 直立護岸、緩傾斜護岸、消波堤、養浜 等

※沖合消波施設: 離岸堤、人工リーフ、潜堤

(委員会時の補足説明) 公表時には該当行を削除

■ : 新規整備(事業)が完了した海岸

■ : 周辺状況の変化等の理由により整備を取り止めた海岸

→ 今後は海岸及び既存施設の適切な維持管理を行う(第2章でその旨記載)

表- 2.5 施設を新設・改良する予定の海岸一覧

夕日が映える海辺ゾーン (浜田市)		・ 砂浜海岸の保全に努める。		
海岸 番号	海岸名	所管	背後地	整備計画※
	浜田港日脚海岸 (浜田市)	国土交通省 港湾局	住宅地、工業地	護岸等、沖合消波施設
5-1	三隅港海岸 (浜田市)	国土交通省 港湾局	住宅地	護岸等、沖合消波施設
	浜田漁港海岸 (浜田市)	農林水産省 水産庁	住宅地、山林	護岸等
	折居漁港海岸 (浜田市)	農林水産省 水産庁	住宅地、農地	護岸等

悠久の時をうたう浜ゾーン (益田市)		・ 侵食の進んでいる海岸について侵食対策を実施し、連続する砂浜を保全する。		
海岸 番号	海岸名	所管	背後地	整備計画※
	土田漁港海岸 (益田市)	農林水産省 水産庁	住宅地、山林、観光地	護岸等
	津田漁港海岸 (益田市)	農林水産省 水産庁	住宅地	沖合消波施設
6-1	遠田港海岸 (益田市)	国土交通省 港湾局	山林	護岸等
6-2	益田港海岸 (益田市)	国土交通省 港湾局	商業地、工業地 住宅地、山林	護岸等、沖合消波施設
6-3	持石港海岸 (益田市)	国土交通省 港湾局	住宅地、山林	護岸等、沖合消波施設
	持石海岸 (益田市)	国土交通省 水管理・国土保全局	住宅地、山林 観光地	護岸等、沖合消波施設
	小浜海岸 (益田市)	国土交通省 水管理・国土保全局	住宅地、山林	沖合消波施設
	木部漁港海岸 (益田市)	農林水産省 水産庁	住宅地、山林	護岸等
	飯浦漁港海岸 (益田市)	農林水産省 水産庁	住宅地	護岸等

※護岸等：直立護岸、緩傾斜護岸、消波堤、養浜 等

※沖合消波施設：離岸堤、人工リーフ、潜堤

(委員会時の補足説明) 公表時には該当行を削除

■：新規整備(事業)が完了した海岸

■：周辺状況の変化等の理由により整備を取り止めた海岸

→今後は海岸及び既存施設の適切な維持管理を行う(第2章でその旨記載)

第2章 海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項

現在整備されている海岸保全施設の中には、築造後、相当時間が経過している施設があり、今後、急速に老朽化が進行する懸念がある。維持管理コスト（ライフサイクルコスト）を最小化していくためにも、予防保全型の維持管理を行って施設を長寿命化し、将来発生する施設の維持管理コストの軽減や平滑化を図る。そのための基本的かつ重要な取り組みとして、海岸保全施設の定期的な巡視・点検を行い、施設の損傷・劣化およびその他の変状を把握・記録し、情報を管理していく。

湊原海岸（出雲市）



写真- 2.1 海岸保全施設の維持・修繕の実施例

2-1 海岸保全施設の存する区域

海岸保全施設は、背後地を高潮・津波等の災害から防護する機能を長期的に確保することが重要であり、そのためには適切な維持又は修繕を行っていく必要がある。

維持又は修繕の対象となる海岸保全施設の存する区域は以下のとおりであり、第3章で後述する一覧表および付図で整理している。

- ・ 前回改定時の基本計画以前に施設整備を実施した区域
- ・ 前回改定時に指定した海岸保全区域のうち、施設整備が実施された区域

2-2 海岸保全施設の種類、規模及び配置

維持又は修繕の対象となる施設の種類の「第1章 1-2」で示したとおりである。

下図に示すとおり、島根沿岸で維持又は修繕の対象となる施設では、護岸の総延長が50.3kmと最も長く、次いで離岸堤の22.2kmである。また、島根沿岸の“海岸保全区域内”においては、河口水門等が必要となる堤防分断箇所がないため水門・樋門は存在しない。陸閘は27箇所ある。

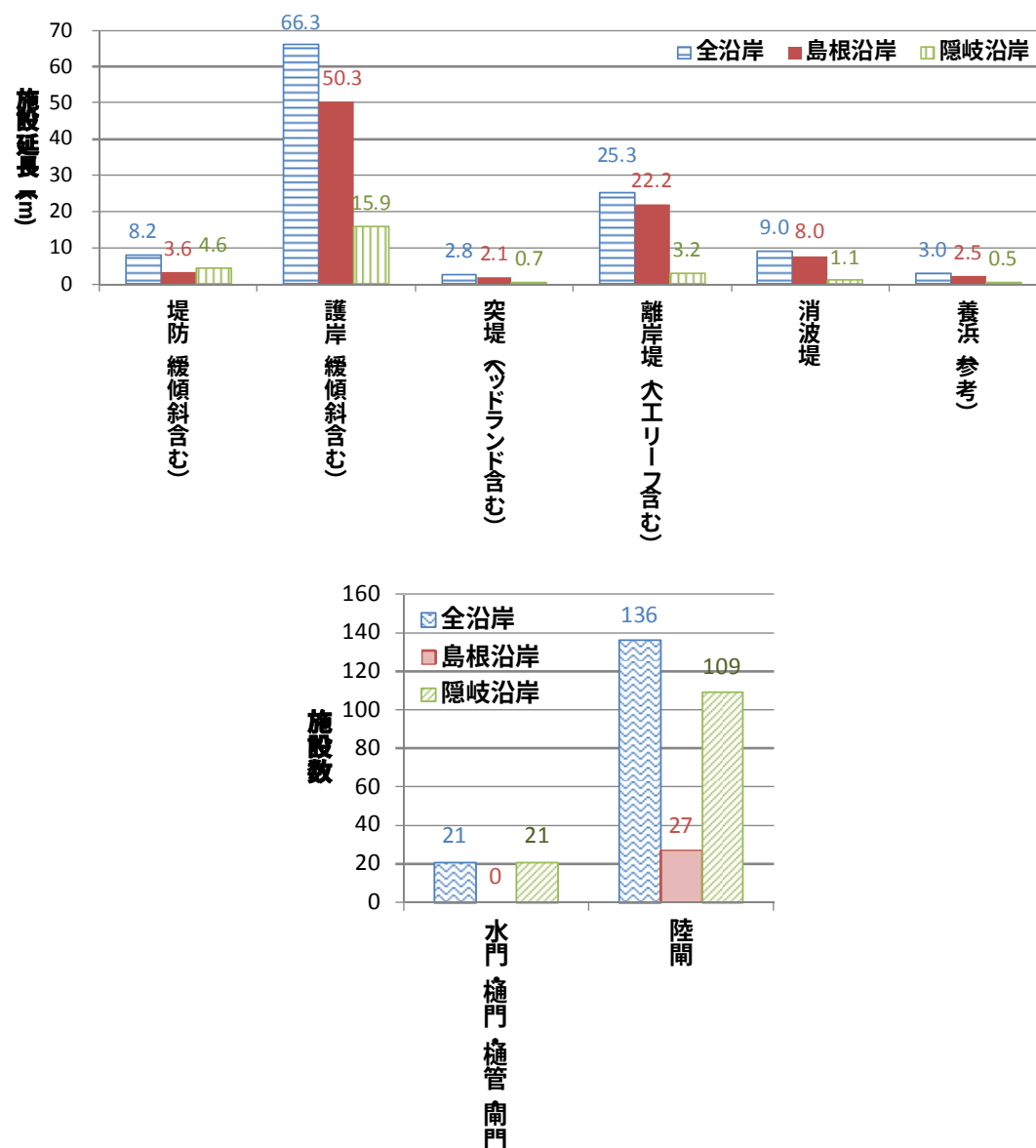


図- 2.1 堤防・護岸等の総延長（上段）と水門等の施設数（下段）

2-3 海岸保全施設の維持又は修繕の方法

海岸保全施設の巡視・点検の時期、頻度、方法として、1回以上／年の頻度で調査員の目視による施設巡視および異常時の臨時点検を実施し、情報を記録・管理する。

その際、各管理者で適宜連携するとともに、施設背後の利用状況や重要度を踏まえ、効率的・効果的に施設の維持・修繕を行っていく。

現存する海岸保全施設については、以下に示す方法（方針）で施設の維持又は修繕を行っていく。

表- 2.6 海岸保全施設の維持又は修繕の方法

堤防・護岸	施設の損傷・劣化等の変状について、調査員の目視による1年に1回以上の頻度の定期的な巡視、および異常時の臨時点検を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
突堤（ヘッドランド含） 離岸堤（人工リーフ含） 消波堤	波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、調査員の目視による1年に1回以上の頻度の定期的な巡視、および異常時の臨時点検を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
水門・樋門 樋管・閘門 陸閘	調査員の目視による1年に1回以上の頻度の定期的な巡視、および台風期前などにおける開閉点検を実施し、設置の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。

なお、砂浜については現時点で海岸保全施設に指定されたものはないが、日常的な巡視や高潮や高波浪が発生した後に汀線や護岸前面等の状況を目視点検し、必要に応じて養浜等の土砂対策を実施して適切な維持に努める。

第3章 海岸保全施設の整備（維持・修繕および新設等）の状況

3-1 一覧表

海岸保全区域の延長、海岸保全施設（防護施設）の延長、堤防高、設計津波水位、海岸保全施設の種類および施設整備の状況を以降に示す。

一覧表の見方を以下に示す。ここで、現況堤防高は対象海岸内で最も低い高さを表示しており、実際には表中の値よりも高い堤防が存在する場合もある。また、今回の改定で新たに追加した（発生頻度の高いレベル1津波による）設計津波水位が現況堤防高よりも低い海岸においても、（何らかの理由で）堤防が整備されていない箇所などから津波が進入する可能性もあるため、注意が必要である。今後は地域の実情に応じた適切な津波対策を講じていく必要がある。

H28 海岸統計より
(H27 年度末時点)

施設台帳より
(海岸内で最も低い
堤防の高さ)

(平成 27 年 11 月～平成 29
年 1 月までの)
島根県地震津波防災対策検
討委員会の検討結果

H28 海岸統計より
(H27 年度末時点)

No. (東か ら)	市町村 名	海岸名	よみがな	所管	管理者	海岸保 全 区域延 長(m)	防護施 設 延長(m)	現況 堤防の 下限高 (T.P.m)	設計 津波 水位 (T.P.m)	現存する海岸保全施設の種類	施設整備		
											◎新設	○改良	□維持・修繕
1	松江市	境港海岸	さかいこう	港湾局	境港管理組合	2,382	2,089	3.8	1.4	護岸			□
2	松江市	海崎港海岸	かいざき	港湾局	市	—	—	—	1.6				
3	松江市	五本松海岸	ごほんまつ	水国局	県	429	380	3.9	1.3	護岸、消波工			□
4	松江市	美保関漁港海岸	みほのせき	水産庁	県	—	—	—	1.4				
5	松江市	才港海岸	さい	港湾局	市	—	—	—	3.4				
6	松江市	軽尾港海岸	かるび	港湾局	市	—	—	—	3.1				
7	松江市	雲津漁港海岸	くもつ	水産庁	市	110	—	—	4.0				
8	松江市	諸喰港海岸	もろくい	港湾局	市	315	—	—	2.4				
9	松江市	法田港海岸	ほうだ	港湾局	市	1,105	571	2.0	4.4	護岸			□
10	松江市	七瀬港海岸(七瀬地区)	しちのい しちのい	港湾局	県	1,228	108	1.3	2.0	護岸			□
11	松江市	七瀬港海岸(猿渡地区)	しちのい ざるわたり	港湾局	県	288	281	2.2	2.0	護岸、突堤、離岸堤、人工リーフ			□
12	松江市	惣津海岸	そうづ	港湾局	市	—	—	—	2.2				
13	松江市	惣津海岸	そうづ	水国局	県	1,650	896	4.5	2.2	護岸	◎		□
14	松江市	美保関海岸(笹子地区)	みほのせき ささこ	農振局	県	600	345	3.5	3.3	堤防			□
15	松江市	笹子港海岸	ささこ	港湾局	市	—	—	—	2.8				
16	松江市	片江漁港海岸	かたえ	水産庁	市	430	150	—	2.0	離岸堤			□
17	松江市	美保関海岸(立花地区)	みほのせき たちばな	農振局	県	207	140	3.5	2.5	堤防			□
18	松江市	菅浦港海岸	すげうら	港湾局	市	—	—	—	2.8				
19	松江市	美保関海岸(菅浦地区)	みほのせき すげうら	農振局	県	430	276	3.5	2.9	堤防			□
20	松江市	美保関海岸(北浦地区)	みほのせき きたうら	農振局	県	130	130	3.5	2.7	堤防			□

【所管毎に色分け】

水管理・国土保全海岸
港湾海岸
漁港海岸
農地海岸

海岸保全区域には指定されて
いるが、防護施設が存在しない
海岸

保全区域に指定され、防護施設
が存在する海岸

海岸保全区域ではない、その他に区分される海岸
(水管理・国土保全所管は一般公共海岸も存在)
今後、必要性や重要度に応じて海岸保全区域に追加
指定し、施設整備を行う場合もある

表- 2.7 島根沿岸の海岸一覧（その1）

No. (東から)	市町村名	海岸名	よみがな	所管	管理者	海岸保全 区域延長(m)	防護施設 延長(m)	現況 堤防の 下限高 (T.P.m)	設計 津波 水位 (T.P.m)	現存する海岸保全施設の種類	施設整備		
											◎新設	○改良	□維持・修繕
1	松江市	境港海岸	さかいこう	港湾局	境港管理組合	2,382	2,089	3.8	1.4	護岸			□
2	松江市	海崎港海岸	かいざき	港湾局	市	—	—	—	1.6				
3	松江市	五本松海岸	ごほんまつ	水国局	県	429	380	3.9	1.3	護岸、消波工			□
4	松江市	美保関漁港海岸	みほのせき	水産庁	県	—	—	—	1.4				
5	松江市	才港海岸	さい	港湾局	市	—	—	—	3.4				
6	松江市	軽尾港海岸	かるび	港湾局	市	—	—	—	3.1				
7	松江市	雲津漁港海岸	くもづ	水産庁	市	110	—	—	4.0				
8	松江市	諸喰港海岸	もろくい	港湾局	市	315	—	—	2.4				
9	松江市	法田港海岸	ほうだ	港湾局	市	1,105	571	2.0	4.4	護岸			□
10	松江市	七類港海岸(七類地区)	しちるい しちるい	港湾局	県	1,220	108	1.3	2.0	護岸			□
11	松江市	七類港海岸(猿渡地区)	しちるい さるわたり	港湾局	県	288	281	2.2	2.0	護岸、突堤、離岸堤、人工リーフ			□
12	松江市	惣津港海岸	そうず	港湾局	市	—	—	—	2.2				
13	松江市	惣津海岸	そうず	水国局	県	1,650	896	4.5	2.2	護岸	◎		□
14	松江市	美保関海岸(笹子地区)	みほのせき ささこ	農振局	県	600	345	3.5	3.3	堤防			□
15	松江市	笹子港海岸	ささこ	港湾局	市	—	—	—	2.8				
16	松江市	片江漁港海岸	かたえ	水産庁	市	430	150	—	2.0	離岸堤			□
17	松江市	美保関海岸(立花地区)	みほのせき たちはな	農振局	県	207	140	3.5	2.5	堤防			□
18	松江市	菅浦港海岸	すげうら	港湾局	市	—	—	—	2.8				
19	松江市	美保関海岸(菅浦地区)	みほのせき すげうら	農振局	県	430	276	3.5	2.9	堤防			□
20	松江市	美保関海岸(北浦地区)	みほのせき きたうら	農振局	県	130	130	3.5	2.7	堤防			□
21	松江市	稲積漁港海岸	いなづみ	水産庁	市	—	—	—	2.4				
22	松江市	北浦海岸	きたうら	水国局	県	530	340	2.7	2.3	護岸、人工リーフ			□
23	松江市	千酌港海岸	ちくみ	港湾局	市	752	473	3.5	2.8	護岸、突堤、離岸堤			□
24	松江市	美保関海岸(千酌地区)	みほのせき ちくみ	農振局	県	193	—	—	-				
25	松江市	笠浦漁港海岸	かさうら	水産庁	県	390	356	3.0	2.5	護岸、離岸堤			□
26	松江市	笠浦港海岸	かさうら	港湾局	市	140	140	2.0	2.9	護岸	◎		□
27	松江市	野井漁港海岸	のい	水産庁	市	150	135	4.5	1.9	護岸			□
28	松江市	島根海岸(向前地区)	しまね むこうまえ	農振局	県	220	215	3.0	1.7	堤防			□
29	松江市	瀬崎漁港海岸	せざき	水産庁	県	95	50	4.5	1.9	護岸			□
30	松江市	島根海岸(小バセ地区)	しまね こばせ	農振局	県	104	85	3.8	2.1	堤防			□
31	松江市	沖泊漁港海岸	おきどまり	水産庁	市	—	—	—	2.8				
32	松江市	多古漁港海岸	たこ	水産庁	市	—	—	—	2.8				
33	松江市	野波<小波>漁港海岸	のなみ<こなみ>	水産庁	市	615	546	3.0	4.2	堤防、護岸、突堤、離岸堤、人工リーフ			□
34	松江市	野波漁港海岸	のなみ	水産庁	市	1,180	1,046	2.9	2.8				
35	松江市	佐波港海岸	さなみ	港湾局	市	260	102	2.5	3.0	護岸			□
36	松江市	島根海岸(田島地区)	しまね たじま	農振局	県	216	146	3.8	2.3	堤防			□
37	松江市	加賀漁港海岸	かが	水産庁	県	447	214	3.1	2.5	護岸、消波工	◎		□
38	松江市	加賀西海岸	かがにし	水国局	県	460	160	—	2.9	離岸堤、人工リーフ			□
39	松江市	大芦漁港海岸	おわし	水産庁	市	1,560	1,385	2.6	2.3	護岸、突堤			□
40	松江市	島根海岸(須々海地区)	しまね すすみ	農振局	県	65	66	3.8	2.5	堤防			□
41	松江市	御津漁港海岸	みつ	水産庁	県	238	166	2.5	3.4	護岸、消波工			□
42	松江市	恵曇漁港海岸	えとも	水産庁	県	946	734	2.2	3.4	護岸、突堤、ヘッドランド、離岸堤			□
43	松江市	秋鹿北港海岸	あいかきた	港湾局	市	627	595	5.5	2.8	護岸			□
44	松江市	魚瀬漁港海岸	おのぜ	水産庁	市	90	71	4.5	2.9	護岸			□
45	出雲市	平田海岸(東地合第3地区)	ひらた ひがしちごうだいさん	農振局	県	1,468	615	4.6	1.6	護岸			□
46	出雲市	平田海岸(東地合地区)	ひらた ひがしちごう	農振局	県	550	550	4.2	1.8	護岸			□
47	出雲市	地合漁港海岸	ちごう	水産庁	市	59	59	4.2	2.0	護岸			□
48	出雲市	地合海岸	ちごう	水国局	県	360	331	5.0	2.1	護岸、離岸堤			□
49	出雲市	小伊津<坂浦>漁港海岸	こいづ<さかうら>	水産庁	県	140	98	5.0	2.6	護岸			□
50	出雲市	小伊津漁港海岸	こいづ	水産庁	県	—	—	—	2.1				
51	出雲市	小伊津海岸	こいづ	水国局	県	902	363	5.0	1.4	護岸、消波工			□
52	出雲市	小伊津<三浦>漁港海岸	こいづ<みうら>	水産庁	県	—	—	—	2.3				
53	出雲市	唯浦漁港海岸	ただうら	水産庁	市	463	278	7.5	2.2	護岸、消波工			□
54	出雲市	塩津海岸	しおつ	水国局	県	1,023	—	—	-				
55	出雲市	塩津漁港海岸	しおつ	水産庁	市	270	140	4.7	2.8	護岸			□
56	出雲市	釜浦漁港海岸	かまうら	水産庁	市	435	435	3.9	2.8	護岸			□
57	出雲市	十六島海岸	うつぶるい	水国局	県	220	149	5.7	1.2	護岸、消波工			□
58	出雲市	十六島漁港海岸	うつぶるい	水産庁	県	654	654	5.0	1.7	護岸、離岸堤、消波工			□
59	出雲市	河下港海岸(西田地区)	かわしも にしだ	港湾局	県	754	736	3.0	3.0	護岸、離岸堤、消波工			□
60	出雲市	河下港海岸(垂水地区)	かわしも たるみ	港湾局	県	1,100	786	3.0	3.0	護岸、消波工			□
61	出雲市	猪目漁港海岸	いのめ	水産庁	市	—	—	—	2.9				
62	出雲市	猪目海岸	いのめ	水国局	県	308	—	—	2.1				
63	出雲市	鶴峠漁港海岸	うど	水産庁	市	435	361	3.1	2.2	護岸			□
64	出雲市	鷺浦漁港海岸	さぎうら	水産庁	市	200	185	3.6	3.0	堤防、護岸、離岸堤			□
65	出雲市	宇龍漁港海岸	うりゅう	水産庁	県	803	400	1.8	2.0	護岸、離岸堤			□
66	出雲市	黒田港海岸	くろだ	港湾局	市	250	—	—	1.2				
67	出雲市	中山港海岸	なかやま	港湾局	市	635	228	3.5	1.5	護岸			□
68	出雲市	二俣港海岸	ふたまた	港湾局	市	—	—	—	1.4				
69	出雲市	大社漁港海岸	たいしゃ	水産庁	県	2,055	1,210	3.5	1.9	護岸、突堤、離岸堤、人工リーフ	◎		□
70	出雲市	湊原海岸	みなとばら	水国局	県	1,300	867	4.7	1.6	護岸、離岸堤			□
71	出雲市	外園海岸	そとその	水国局	県	3,920	—	—	1.7				
72	出雲市	湖陵漁港海岸	こりょう	水産庁	県	—	—	—	1.4				
73	出雲市	湖陵海岸(西浜地区)	こりょう にしはま	農振局	県	385	385	4.7	1.5	護岸			□
74	出雲市	西浜海岸	にしはま	水国局	県	2,900	1,834	4.7	1.6	護岸、消波工	◎		□
75	出雲市	岐久海岸	きく	水国局	県	3,650	2,239	4.7	1.6	堤防、護岸、離岸堤、人工リーフ			□
76	出雲市	小田東港海岸	おだひがし	港湾局	市	204	—	—	1.6				
77	出雲市	田儀海岸	たぎ	水国局	県	460	380	4.7	1.5	護岸、消波工			□
78	出雲市	小田漁港海岸	おだ	水産庁	市	170	162	3.2	2.0	護岸			□
79	出雲市	田儀港海岸	たぎ	港湾局	県	1,317	767	3.2	1.5	護岸、突堤、人工リーフ			□

【所管】
 水管理・国土保全海岸
 港湾海岸
 漁港海岸
 農地海岸

表- 2.8 島根沿岸の海岸一覧（その2）

No. (東から)	市町村 名	海岸名	よみがな	所管	管理者	海岸保 全 区域延 長(m)	防護施 設 延長(m)	現況 堤防の 下限高 (T.P.m)	設計 津波 水位 (T.P.m)	現存する海岸保全施設の種類	施設整備		
											○新設	○改良	□維持・修繕
80	大田市	島津屋港海岸	しまづや	港湾局	市	—	—	—	-				
81	大田市	山谷港海岸	やまたに	港湾局	市	—	—	—	-				
82	大田市	灘山港海岸	なだやま	港湾局	市	106	88	4.0	1.3	護岸			□
83	大田市	波根東漁港海岸	はねひがし	水産庁	市	884	884	4.5	1.7	護岸、突堤	◎		□
84	大田市	柳瀬漁港海岸	やなぜ	水産庁	市	27	27	5.0	1.8	護岸			□
85	大田市	久手港海岸	くて	港湾局	県	3,397	768	3.8	1.9	堤防、護岸、突堤、離岸堤		○	□
86	大田市	鳥井漁港海岸	とりい	水産庁	市	1,390	484	4.3	1.9	護岸			□
87	大田市	和江漁港海岸(和江地区)	わえ わえ	水産庁	県	165	181	3.3	1.4	護岸、離岸堤			□
88	大田市	魚津港海岸	うおづ	港湾局	市	655	263	4.0	1.8	護岸、離岸堤			□
89	大田市	逢浜海岸	おおはま	水国局	県	496	293	4.7	1.7	護岸人工リーフ、消波工			□
90	大田市	大浦海岸	おうら	水国局	県	1,570	871	4.7	1.9	護岸、離岸堤、人工リーフ			□
91	大田市	和江漁港海岸(五十猛地区)	わえ いそたけ	水産庁	県	327	190	2.5	1.7	護岸			□
92	大田市	宅野港海岸	たくの	港湾局	県	—	—	—	1.5				
93	大田市	仁万漁港海岸	にま	水産庁	県	554	407	3.2	1.8	護岸、人工リーフ			□
94	大田市	仁摩海岸(坂灘地区)	にま さかなだ	農振局	県	210	210	3.4	1.4	堤防			□
95	大田市	網屋港海岸	あみや	港湾局	市	403	160	3.0	1.4	護岸			□
96	大田市	仁摩海岸(馬路地区)	にま まじ	農振局	県	800	788	3.1	1.6	堤防			□
97	大田市	琴ヶ浜海岸	ことがはま	水国局	県	1,541	1,511	4.7	1.7	護岸、離岸堤、人工リーフ			□
98	大田市	舟津港海岸	ふなづ	港湾局	市	105	—	—	1.4				
99	大田市	仁磨海岸(馬路横貝地区)	にま まじよこがい	農振局	県	180	150	5.5	1.3	堤防			□
100	大田市	仁磨海岸(馬路横貝地区)	にま まじよこがい	農振局	市	50	—	—	-				
101	大田市	友漁港海岸	とも	水産庁	市	—	—	—	1.5				
102	大田市	神畑海岸	かんばた	水国局	県	220	146	4.7	2.3	護岸、突堤、離岸堤、消波工			□
103	大田市	仁磨海岸(馬路塩谷ヶ迫地区)	にま まじしおやがさこ	農振局	県	40	34	3.5	2.3	護岸			□
104	大田市	湯里漁港海岸	ゆさと	水産庁	市	438	331	3.0	1.5	護岸、突堤			□
105	大田市	日祖漁港海岸	ひそ	水産庁	市	88	—	—	1.6				
106	大田市	温泉津漁港海岸	ゆのつ	水産庁	県	—	—	—	1.6				
107	大田市	温泉津港海岸	ゆのつ	港湾局	県	—	—	—	1.5				
108	大田市	湯戸漁港海岸	ゆと	水産庁	市	—	—	—	1.7				
109	大田市	福光海岸	ふくみつ	水国局	県	1,600	980	4.7	1.5	護岸、消波工			□
110	大田市	今浦海岸	いまうら	水国局	県	704	123	4.7	1.5	護岸			□
111	大田市	今浦(福浦)漁港海岸	いまうら(ふくら)	水産庁	市	185	62	4.7	1.4	護岸			□
112	大田市	吉浦港海岸	よしうら	港湾局	市	130	—	—	2.0				
113	江津市	黒松漁港海岸	くろまつ	水産庁	県	345	389	2.9	1.8	護岸			□
114	江津市	浅利漁港海岸	あさり	水産庁	市	—	—	—	2.2				
115	江津市	塩田海岸	しおだ	水国局	県	900	559	—	2.0	離岸堤			□
116	江津市	江津港海岸	ごうつ	港湾局	県	2,810	2,791	4.5	2.1	護岸、突堤、離岸堤、人工リーフ	◎		□
117	江津市	和木波子海岸	わきはし	水国局	県	6,173	2,015	4.5	1.7	護岸、突堤、人工リーフ、消波工	◎		□
118	江津市	波子漁港海岸	はし	水産庁	市	—	—	—	1.8				
119	江津市	向の浜海岸	むかいはま	水国局	県	573	—	—	2.1				
120	浜田市	国分久代海岸	くくぶくしろ	水国局	県	3,970	410	-	1.7	離岸堤			□
121	浜田市	唐鐘漁港海岸	とうがね	水産庁	県	1,043	1,020	2.9	1.6	護岸			□
122	浜田市	生湯港海岸	うぶゆ	港湾局	市	75	—	—	1.8				
123	浜田市	浜田漁港海岸	はまだ	水産庁	県	2,344	1,798	2.1	1.9	護岸、離岸堤			□
124	浜田市	浜田港海岸(長浜熱田地区)	はまだ ながはまあつた	港湾局	県	1,426	1,165	2.0	1.4	護岸、突堤、離岸堤、消波工			□
125	浜田市	浜田港海岸(日脚地区)	はまだ(ひなし)	港湾局	県	420	400	4.6	1.7	護岸、離岸堤			□
126	浜田市	津摩漁港海岸	つま	水産庁	市	388	373	3.4	1.7	護岸、消波工			□
127	浜田市	青口海岸	あおぐち	水国局	県	860	120	-	-	消波工			□
128	浜田市	折居漁港海岸	おりい	水産庁	市	653	256	4.9	1.6	護岸、離岸堤、消波工			□
129	浜田市	吉浦港海岸	よしうら	港湾局	市	177	—	—	2.0				
130	浜田市	今浦(大麻)漁港海岸	いまうら(たいま)	水産庁	市	—	—	—	1.5				
131	浜田市	福浦漁港海岸	ふくら	水産庁	市	—	—	—	1.8				
132	浜田市	古湊漁港海岸	ふるみなと	水産庁	市	205	98	2.4	1.4	護岸、消波工			□
133	浜田市	三隅港海岸(湊浦(1)地区)	みすみ みなとうら	港湾局	県	743	739	4.5	1.7	護岸、突堤、離岸堤	◎		□
134	浜田市	三隅港海岸(湊浦(2)地区)	みすみ みなとうらこう	港湾局	県	473	307	5.0	1.7	護岸、突堤、離岸堤	◎		□
135	浜田市	三隅港海岸(湊浦港)	みすみ まつばら	港湾局	県	234	193	4.5	1.7	護岸			□
136	浜田市	須津漁港海岸	すづ	水産庁	県	—	—	—	1.9				
137	益田市	土田漁港海岸	つちだ	水産庁	市	440	321	3.5	2.3	護岸、突堤			□
138	益田市	大浜漁港海岸	おおはま	水産庁	県	1,258	785	3.9	1.9	堤防、護岸、離岸堤、消波工			□
139	益田市	木部漁港海岸	きべ	水産庁	市	804	815	2.9	1.8	護岸、突堤、離岸堤			□
140	益田市	津田漁港海岸	つだ	水産庁	市	925	790	1.9	1.9	護岸、離岸堤			□
141	益田市	遠田港海岸	とおだ	港湾局	市	225	155	3.5	1.7	護岸	◎		□
142	益田市	遠田海岸	とおだ	水国局	県	1,650	647	4.7	1.6	護岸、離岸堤、消波工			□
143	益田市	中須海岸	なかず	水国局	県	800	—	—	1.5				
144	益田市	益田港海岸(中の島地区)	ますだ なかのしま	港湾局	県	1,155	—	—	1.9		◎		
145	益田市	益田港海岸(高津地区)	ますだ たかつ	港湾局	県	1,422	1,380	4.7	1.9	護岸、離岸堤、消波工	◎		□
146	益田市	持石港海岸	もちいし	港湾局	市	347	65	4.7	1.6	護岸	◎		□
147	益田市	持石海岸	もちいし	水国局	県	3,477	3,025	4.7	1.7	護岸、突堤、ヘッドランド、人工リーフ、消波工			□
148	益田市	喜阿弥海岸	きあみ	水国局	県	1,009	90	4.7	1.7	護岸			□
149	益田市	喜阿弥港海岸	きあみ	港湾局	市	—	—	—	1.7				
150	益田市	小浜海岸	こはま	水国局	県	2,281	1,814	4.7	1.7	護岸、人工リーフ、消波工			□
151	益田市	小浜漁港海岸	こはま	水産庁	市	385	366	2.9	1.5	護岸			□
152	益田市	飯浦漁港海岸	いいのうら	水産庁	県	350	242	1.9	1.9	護岸、突堤、離岸堤			□

【所管】
 水管理・国土保全海岸
 港湾海岸
 漁港海岸
 農地海岸

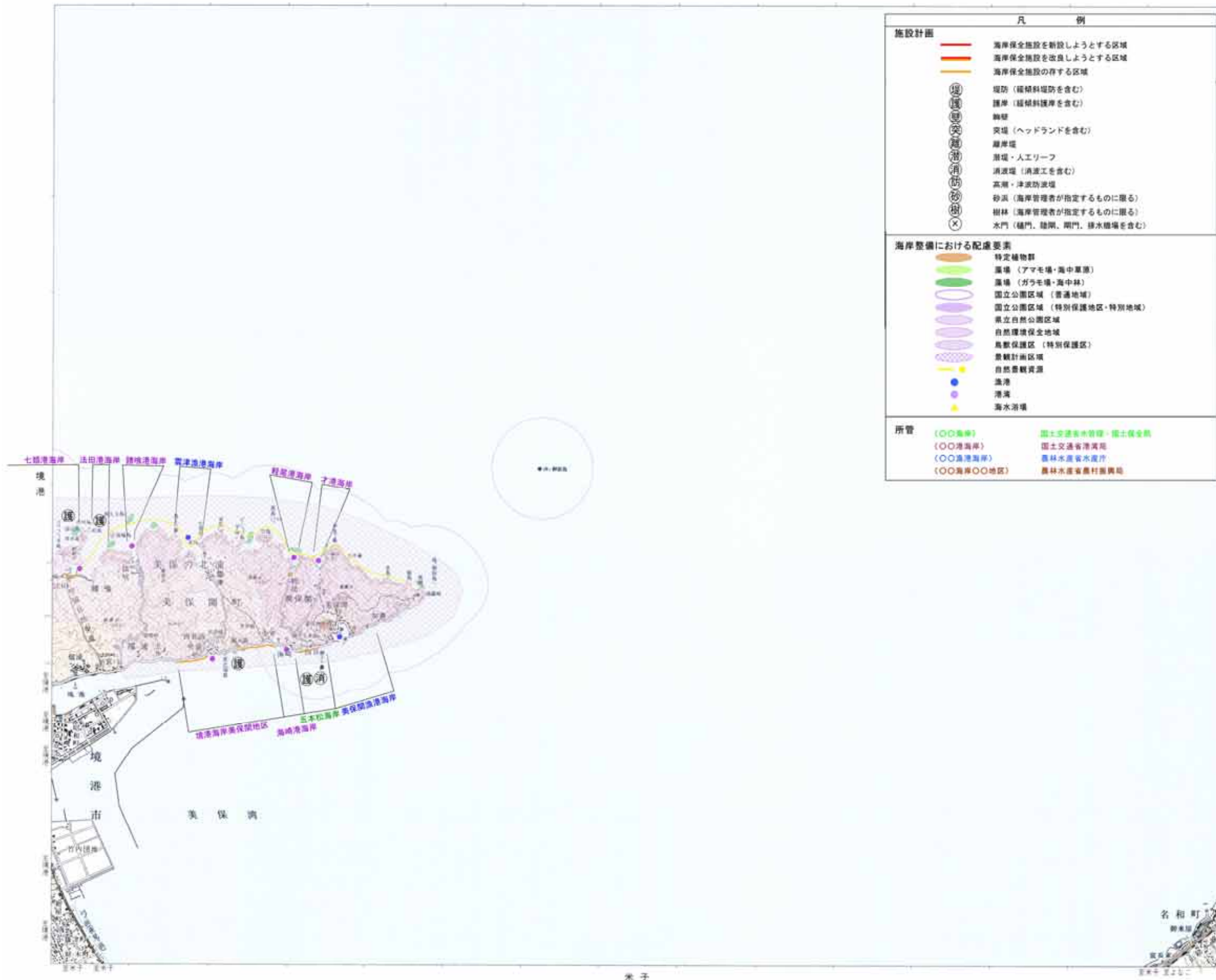
3-2 添付図

(注釈)

本図に示す「整備にあたって配慮する事項」の記載内容は次のとおり。なお、実施段階においては、その記載内容について再度調査する必要がある。特にガラモ場・海中林については、季節変動が激しいので注意すること。

表- 2.9 記載内容

項目	記載内容
特定植物群落	確認された特定植物群落のうち、海岸林や砂浜植物など海岸に係わるものを示している。 (第5回自然環境保全基礎調査 平成4～9年度調査)
藻 場	確認された藻場(面積1ha以上)を示している。 (第5回自然環境保全基礎調査 平成4～9年度調査)
自然公園区域	該当地域のうち、海岸に隣接する地域を示している。 (平成27年3月現在)
自然環境保全地域	該当地域のうち、海岸に隣接する地域を示している。 (平成27年3月現在)
鳥獣保護区 (特別保護区)	該当保護区のうち、海岸に隣接する保護区を示している。 (平成21年3月現在)
景観計画区域	該当地域のうち、海岸に隣接する地域を示している。 (平成26年3月現在)
自然景観資源	抽出された自然景観資源のうち、海岸に係わるものを示している。 海岸線を有する各市町村の意見に基づいた区域を示している。 (平成24年3月現在)
漁港・港湾	当沿岸における漁港・港湾を示している。 (平成26年3月現在)
海水浴場	主要な海水浴場を示している。 (平成26年3月現在)
所 管	所管は、旗揚げ線にて示している。国土交通省水管理・国土保全局および農林水産省農村振興局の所管する海岸については、海岸保全区域の両端を示している。国土交通省港湾局および農林水産省水産庁の所管する海岸については、港湾区域および漁港区域の両端を示している。 なお、港湾区域内に、国土交通省港湾局以外の所管の海岸が旗揚げされている場合がある。この場合、2つの所管が重複するのではなく、国土交通省港湾局以外の所管海岸である。 (平成29年3月現在)
施設の存する区域	平成29年3月までの間に海岸整備事業が実施され、海岸保全施設が存在する区域。すなわち、今後、施設の維持又は修繕が必要な区域 (平成29年3月現在)
施設を新設(改良)しようとする区域	海岸整備事業が実施中、または今後着手予定の区域 (平成29年3月現在)



凡 例	
施設計画	
—	海岸保全施設を新設しようとする区域
—	海岸保全施設を改良しようとする区域
—	海岸保全施設の存する区域
堤	堤防（緩傾斜堤防を含む）
護	護岸（緩傾斜護岸を含む）
突	突堤（ヘッドランドを含む）
消	消波堤（消波工を含む）
高	高瀬・津波防波堤
砂	砂浜（海岸管理者が指定するものに限る）
樹	樹林（海岸管理者が指定するものに限る）
水	水門（樋門、陸門、開門、排水機場を含む）
海岸整備における配慮要素	
	特定植物群
	藻場（アマモ場・海中草原）
	藻場（ガラモ場・海中林）
	国立公園区域（普通地域）
	国立公園区域（特別保護地区・特別地域）
	県立自然公園区域
	自然環境保全地域
	鳥獣保護区（特別保護区）
	景観計画区域
	自然景観資源
	漁港
	港湾
	海水浴場
所管	
(〇〇海岸)	国土交通省水産部・国土保全局
(〇〇港海岸)	国土交通省港湾局
(〇〇漁港海岸)	農林水産省水産庁
(〇〇海岸〇〇地区)	農林水産省農村振興局

記号

1. 図影はユニバーサル図法メルカトル図法。座標系は第52号、中央子午線は東経130°

2. 図影に付した距離は経緯度差1分ごとの距離

3. 高さの基準は東京湾の平均海面

4. 等高線の間隔は20メートル

5. 方位角は真方位で示す

6. 図式は平成元年（1990年）地籍図式

行政区画

美保関

島根県

鳥取県

1. 八束郡 2. 西伯郡

「この地図は、国土地理院長の承認を得て、開院発行の5万分1地形図を複製したものである。（承認番号 平28情保、第1188号）」承認を得て作成した複製品を第三者がさらに複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

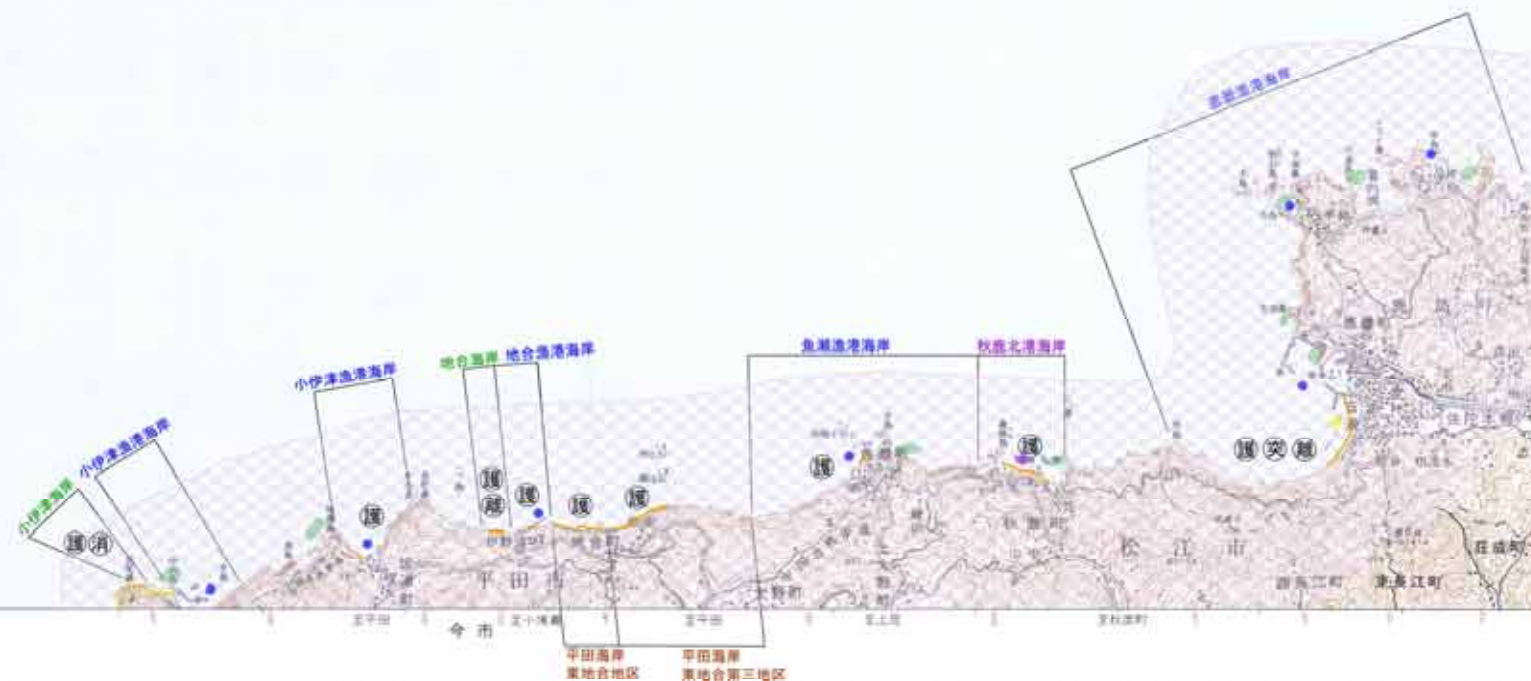
明治32年測量
昭和52年編纂
平成3年修正

資料：Ⅱは昭和56年修正測量1:25,000地形図
Ⅲは平成2年修正測量1:25,000地形図

美保関

平成2年2月1日発行（4色刷） 3刷
著作権所有権発行者 国土地理院 許可なく複製を禁ず





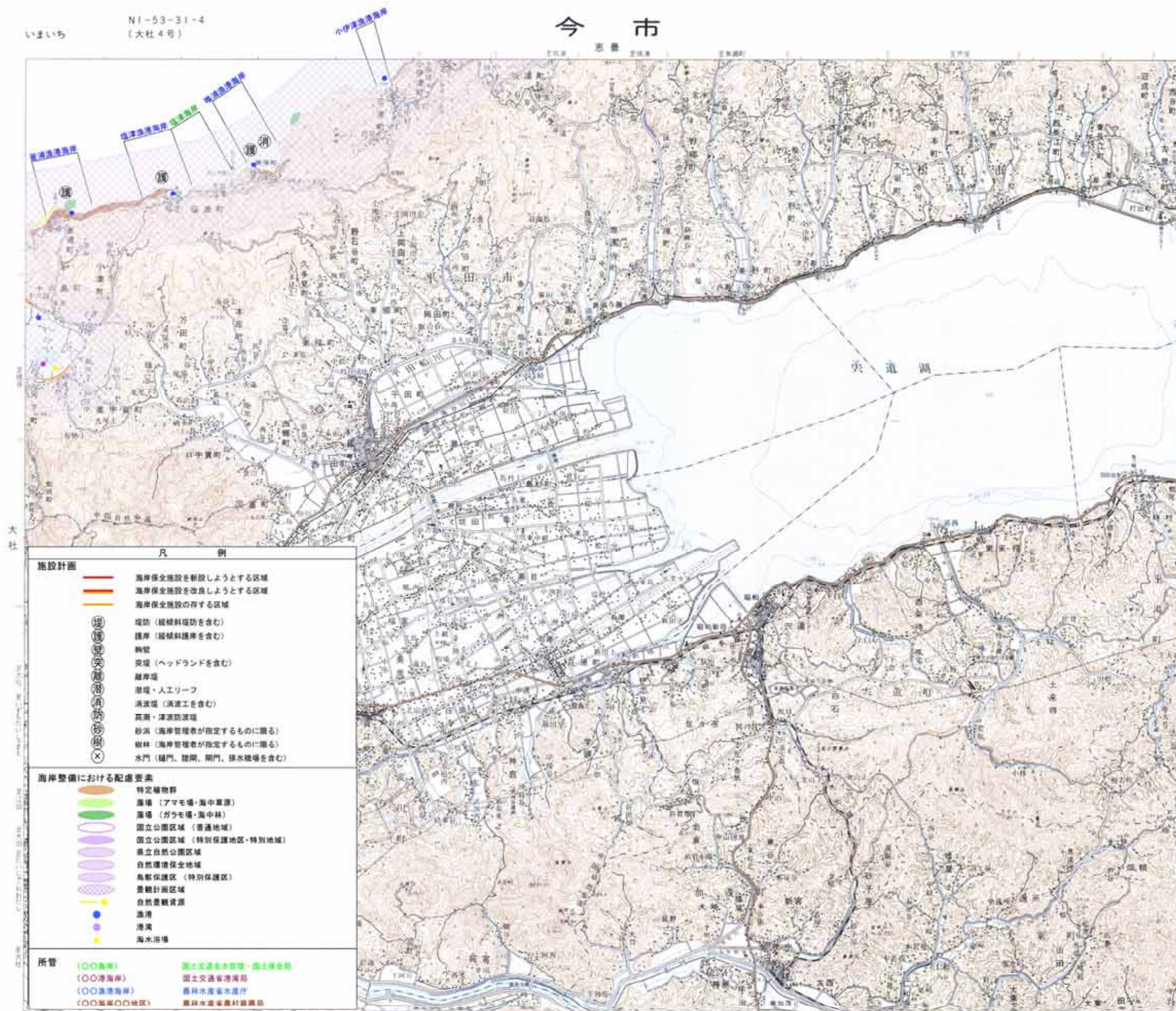
「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分1地形図を複製したものである。(承認番号 平28情複、第1188号)」承認を得て作成した複製品を第三者がさらに複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

惠 晏

1900 1910 1920 1930

平成三年(1911)日發行(4巻制) 3刷

著作權所有權發行所 国土地院院 許可号(複製全禁)

[illegible]

1. 河野はユニバーサル・サウクル・記念。役場では第53号。中央
千午線は東経130°
2. 河野に付した地物は結構豊富で、次の項目
3. 河野の基準は東京湾の平均海面。河野の深さの基準はその
沿岸の基準水面
4. 東京湾。河野の深さは20mである
5. 河野の深さは西暦の1°10'
6. 河野は平均水深1000mと推定される

Figure 1 consists of two maps. The left map, titled '行政区划图' (Administrative Division Map), shows the study area with numbered regions (1-6). The right map, titled '索引图' (Index Map), shows the study area's location within Guangdong province, with labels for major cities like Guangzhou, Shenzhen, and Hong Kong.

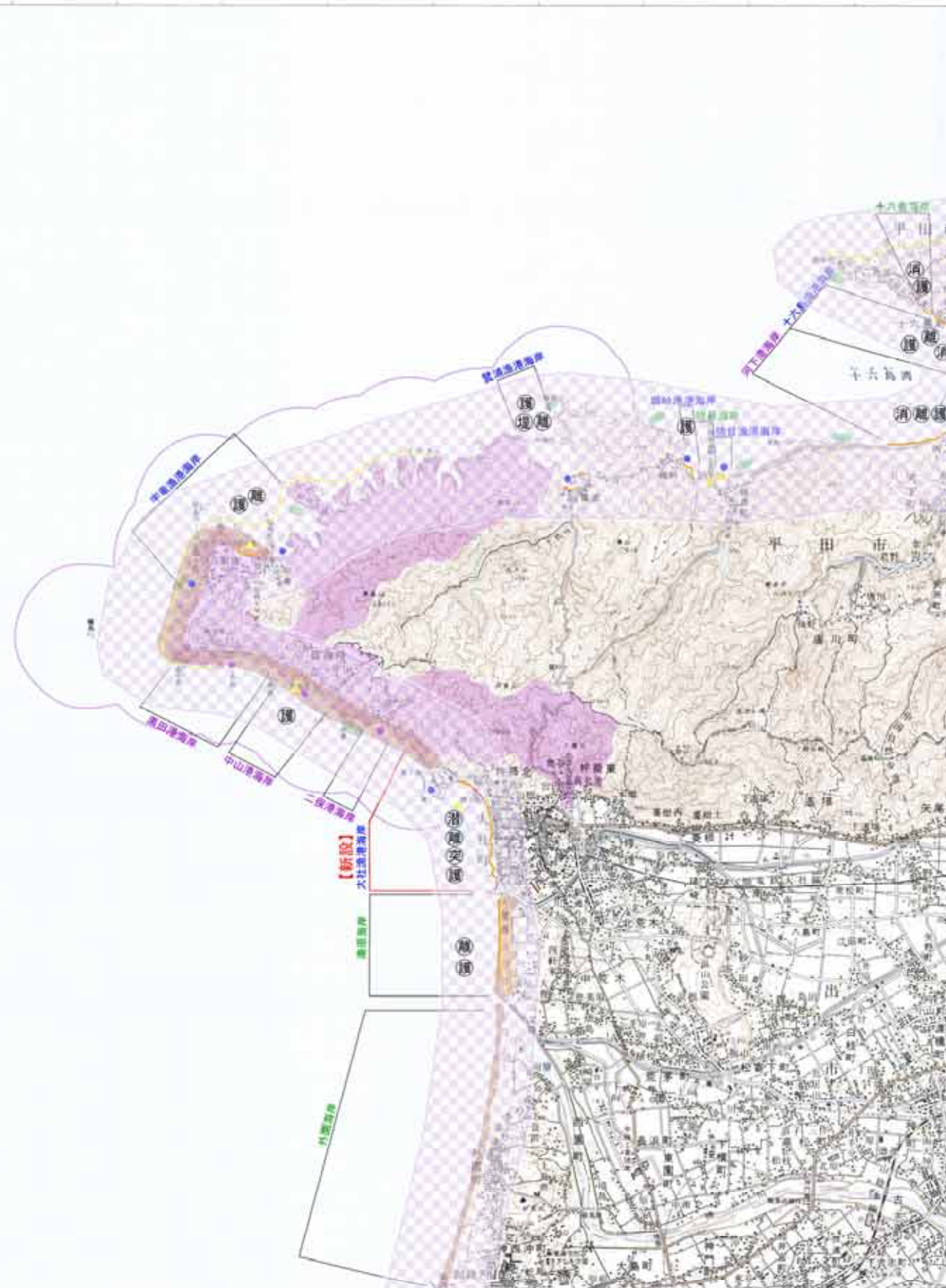
「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分1地形図を複製したものである。(承認番号 平28情懷、第1188号)」承認を得て作成した複製品を第三者がさらに複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

明治32年測量
昭和51年調査
平成3年修正
平成9年審判

資料：1. 日本平成8年部分修正測量に25,000地形図
 図存は平成2年修正測量に25,000地形図
 等規格は昭和57年測量の測図法による

今市

凡 例	
施設計画	海岸保全施設を新設しようとする区域
	海岸保全施設を改良しようとする区域
	海岸保全施設の存する区域
	堤防（緩傾斜堤防を含む）
	護岸（緩傾斜護岸を含む）
	胸壁
	突堤（ヘッドランドを含む）
	離岸堤
	瀬堤・人エリーフ
	消波堤（消波工を含む）
海岸整備における配慮要素	特定植物群
	藻場（アマモ場・海中草場）
	藻場（ガラモ場・海中林）
	国立公園区域（普通地域）
	国立公園区域（特別保護地区・特別地域）
	県立自然公園区域
	自然環境保全地域
	鳥獣保護区（特別保護区）
	景観計画区域
	自然景観資源
所管	漁港
	港湾
	海水浴場
	（〇〇海岸） 国土交通省水産部・国土建設局
	（〇〇海岸） 国土交通省港湾局



記号

1. 投影はユタハヤシメール・メルカトル投影法、標準緯度は第53度、中央子午線は東経135°
2. 図形に付した短線は経緯差を1分ごとの短線
3. 高さの基準は東京湾の平均海面
4. 等高線の間隔は20メートル
5. 磁針方位は西偏約6°50'
6. 図式は平成元年(1990年)地形図図式

行政区画 索引図

島根県 大社町

1. 島根県 2. 大社町 3. 出雲市

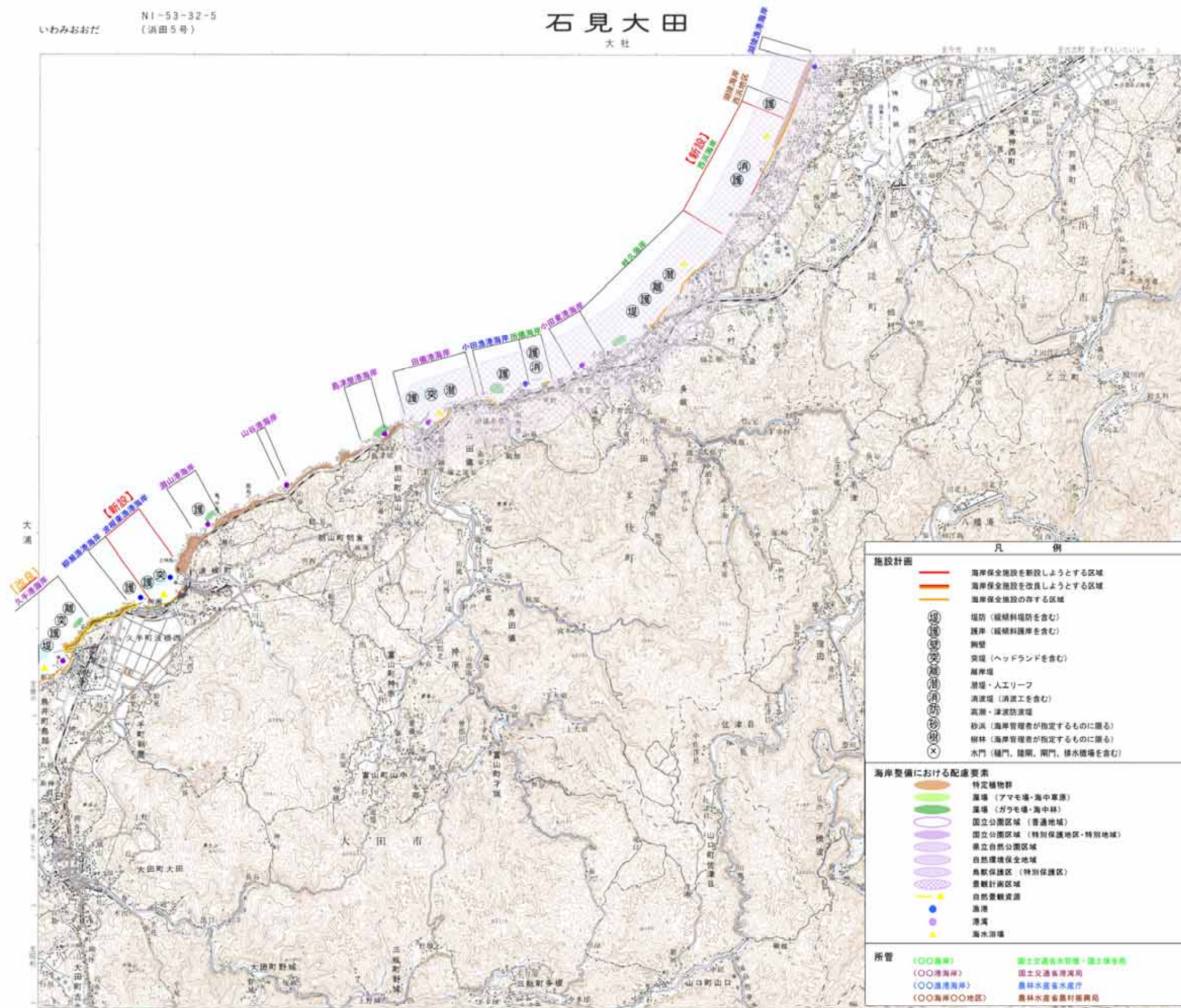
「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分1地形図を複製したものである。(承認番号 平28情復 第1188号)」
承認を得て作成した複製品を第三者がさらに複製する場合には、国土地理院長の承認を得なければならない。

明治32年測量
昭和51年補測
平成3年修正
資料：平成2年修正測量(1:25,000地形図)
境界：大地形と平田市の境界は一部未定

大 社

平成4年2月1日発行 (4色刷) 2刷
発行所：国土地理院 印刷所：複製所を要する

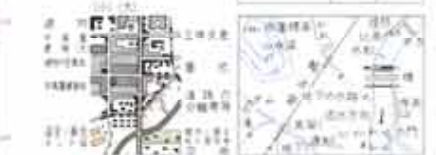
石見大田
大社



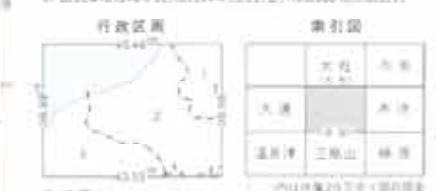
記 号

[illegible]

地区	人口	人口密度	人口增长率	人口密度增长率
中国	12.5 亿	125 人/平方公里	1.2%	0.5%
日本	1.2 亿	333 人/平方公里	0.2%	0.1%
美国	2.5 亿	25 人/平方公里	0.8%	0.3%
印度	10 亿	100 人/平方公里	1.5%	0.7%
俄罗斯	1.5 亿	15 人/平方公里	0.1%	0.0%
巴西	1.5 亿	15 人/平方公里	1.0%	0.4%
澳大利亚	0.2 亿	2 人/平方公里	0.5%	0.2%
加拿大	0.3 亿	3 人/平方公里	0.4%	0.2%
法国	0.6 亿	60 人/平方公里	0.3%	0.1%
德国	0.8 亿	80 人/平方公里	0.2%	0.1%
英国	0.6 亿	60 人/平方公里	0.1%	0.0%
意大利	0.6 亿	60 人/平方公里	0.2%	0.1%
西班牙	0.4 亿	40 人/平方公里	0.3%	0.1%
葡萄牙	0.1 亿	10 人/平方公里	0.2%	0.1%
希腊	0.1 亿	10 人/平方公里	0.1%	0.0%
土耳其	0.7 亿	70 人/平方公里	0.4%	0.2%
埃及	0.7 亿	70 人/平方公里	0.3%	0.1%
苏丹	0.4 亿	40 人/平方公里	0.2%	0.1%
尼日利亚	1.2 亿	12 人/平方公里	1.8%	0.8%
肯尼亚	0.2 亿	20 人/平方公里	0.5%	0.2%
坦桑尼亚	0.3 亿	30 人/平方公里	0.4%	0.2%
赞比亚	0.1 亿	10 人/平方公里	0.3%	0.1%
刚果(金)	0.5 亿	50 人/平方公里	0.6%	0.3%
刚果(布)	0.1 亿	10 人/平方公里	0.4%	0.2%
安哥拉	0.1 亿	10 人/平方公里	0.5%	0.2%
莫桑比克	0.2 亿	20 人/平方公里	0.6%	0.3%
马达加斯加	0.1 亿	10 人/平方公里	0.4%	0.2%
毛里求斯	0.01 亿	10 人/平方公里	0.3%	0.1%
塞舌尔	0.01 亿	10 人/平方公里	0.2%	0.1%
马尔代夫	0.01 亿	10 人/平方公里	0.1%	0.0%
尼泊尔	0.2 亿	20 人/平方公里	0.3%	0.1%
巴基斯坦	1.5 亿	15 人/平方公里	0.4%	0.2%
孟加拉国	1.2 亿	12 人/平方公里	0.5%	0.2%
印度尼西亚	2.0 亿	20 人/平方公里	0.3%	0.1%
马来西亚	0.2 亿	20 人/平方公里	0.2%	0.1%
泰国	0.6 亿	60 人/平方公里	0.1%	0.0%
越南	0.8 亿	80 人/平方公里	0.2%	0.1%
老挝	0.06 亿	60 人/平方公里	0.1%	0.0%
柬埔寨	0.15 亿	15 人/平方公里	0.2%	0.1%
缅甸	0.5 亿	50 人/平方公里	0.1%	0.0%
尼泊尔	0.2 亿	20 人/平方公里	0.3%	0.1%
斯里兰卡	0.2 亿	20 人/平方公里	0.2%	0.1%
马尔代夫	0.01 亿	10 人/平方公里	0.1%	0.0%
塞舌尔	0.01 亿	10 人/平方公里	0.2%	0.1%
毛里求斯	0.01 亿	10 人/平方公里	0.3%	0.1%
马达加斯加	0.01 亿	10 人/平方公里	0.4%	0.2%
莫桑比克	0.01 亿	1		



1. 河野はエッセイ「サマルタタの川」の題語「塔」は実距離、半島・半島は実経緯33°
2. 図例に示した塔は経緯度差1度ごとの目盛
3. 高さの基準は東京湾の平均海面
4. 東京湾の幅は30メートル
5. 緯度方向は西向き8°30'（約43分）
6. 図例は緯緯45度と経緯45度の交点から50,000メートル以内



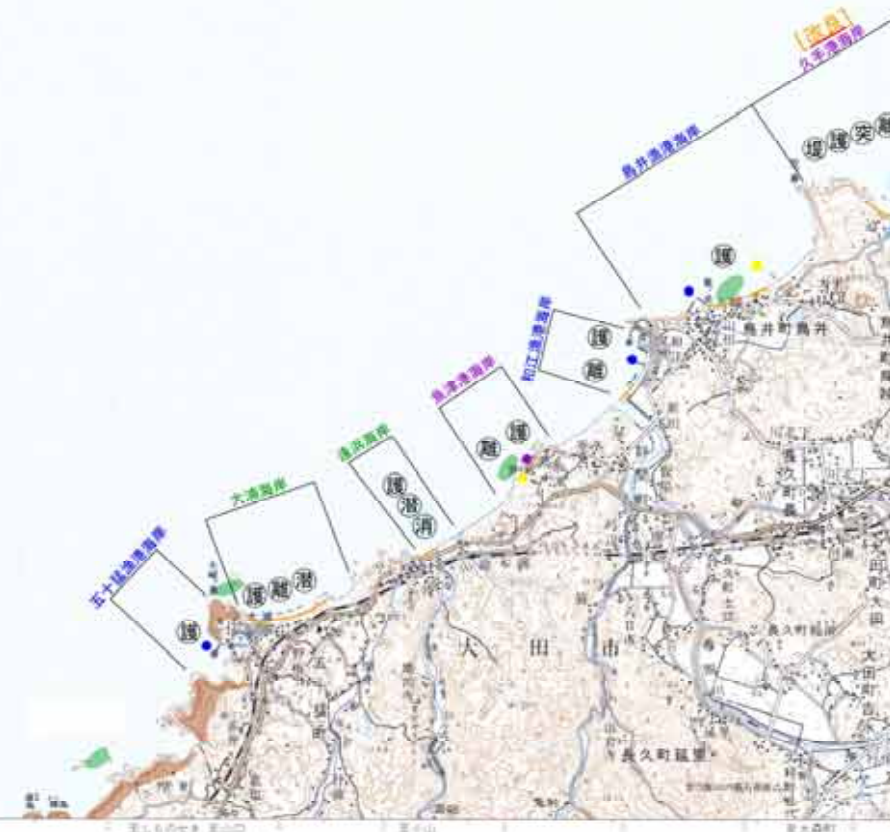
① 出雲市 ② 松江縣 ③ 大田市 ④ 磐石縣

「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分1地形図を複製したものである。(承認番号 平28情複、第1188号)」承認を得て作成した複製品を第三者がさらに複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

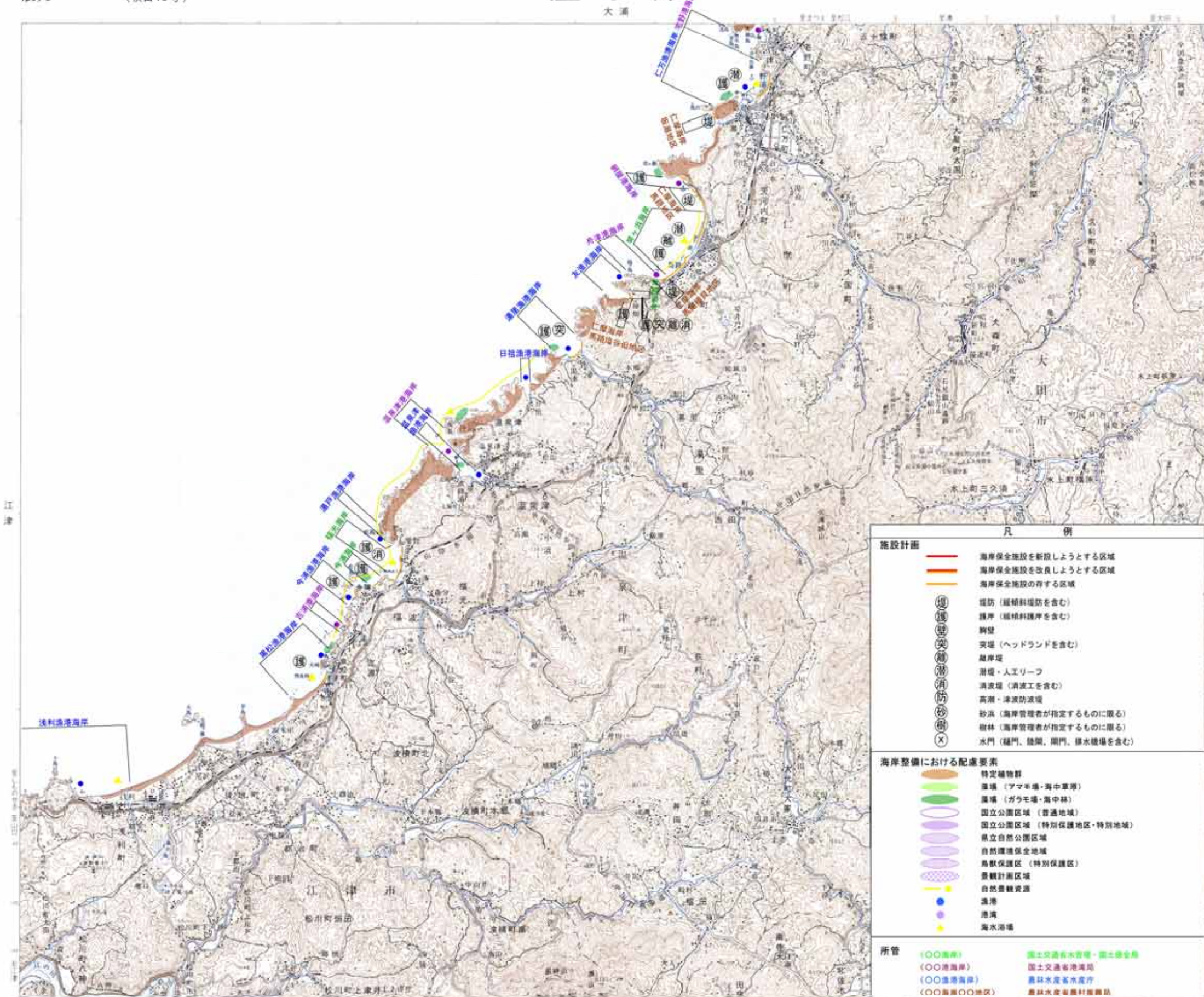
明治32年測量
昭和51年編纂
昭和62年修正

昭和62年修正
資料：昭和60年修正測量：25,000地形図
昭和62年調査官公作の資料

石見大田

[illegible]

温泉津

[illegible]

1. 校舎はユニバーサル模範校とする設計、目標値は第53巻、中央千手帳は東経120°
2. 設計に付した規模は経緯線差1分ごとの目標
3. 高さの基準は東京湾の平均海抜
4. 地高差の関係は20メートル
5. 磁気方位は西偏約7度
6. 国定は平成元年に50,000倍率縮尺式

「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分1地形図を複製したものである。(承認番号 平28情複、第1188号)」承認を得て作成した複製品を第三者がさらに複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

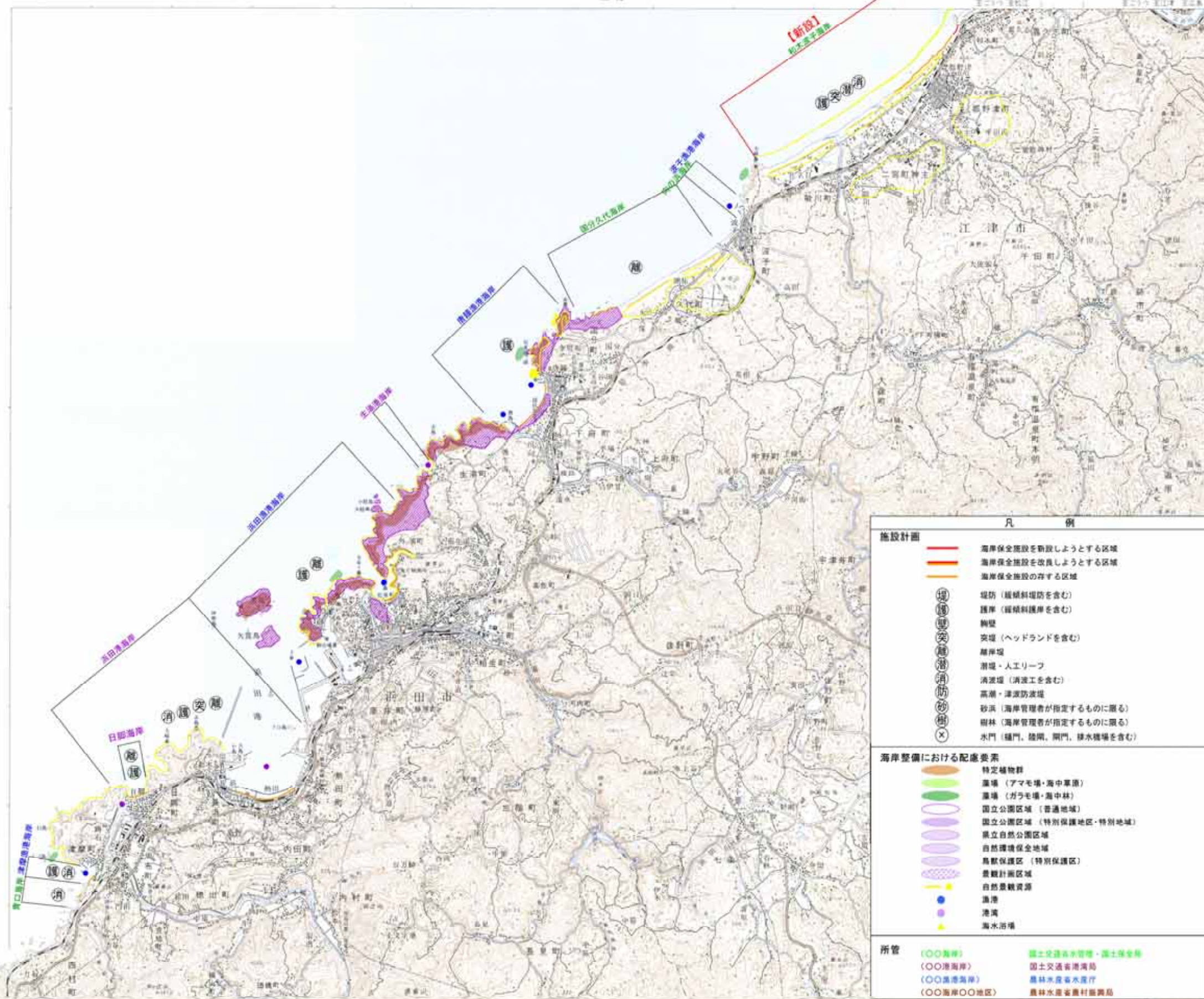
明治32年測量
昭和52年編集
平成8年修正
資料：平成7年修正測量(1:25,000地形図)

温泉津



浜田

江津



記 号

[illegible]

1. 投対は元のワールズ・ブル・ヤクルト。目標は第3回、中央子午線は東経120°
2. 図形に付した短線は経緯度差1分ごとの目盛
3. 表の基準は東京湾の平均海面
4. 年表紙の間隔は20メートル
5. 幅計単位は西暦約60°
6. 図式は平成元年に50,000地形図式



島根県
1. 江津市 2. 浜田市 3. 松江市

「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分1地形図を複製したものである。(承認番号 平28情複、第1188号)」承認を得て作成した複製品を第三者がさらに複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

明治32年測量

昭和48年編纂

平成3年修正

資料：平成元年の統計局調査に20,000の訪問

浜田

ますだ

N1-52-2-3・4
(見島3号・4号)

益 田



益田市

凡 例	
施設計画	
	海岸保全施設を新設しようとする区域
	海岸保全施設を改良しようとする区域
	海岸保全施設の存する区域
	堤防（緩傾斜堤防を含む）
	護岸（緩傾斜護岸を含む）
	胸壁
	突堤（ヘッドランドを含む）
	離岸堤
	消波・人工リーフ
	消波堤（消波工を含む）
	高瀬・津波防護堤
	砂浜（海岸管理者が指定するものに限る）
	樹林（海岸管理者が指定するものに限る）
	水門（樋門、閘門、排水機場を含む）
海岸整備における配慮要素	
	特定植物群
	藻場（アマモ場・海中草原）
	藻場（ガラモ場・海中林）
	国立公園区域（普通地域）
	国立公園区域（特別保護地区・特別地域）
	国立自然公園区域
	自然環境保全地域
	鳥獣保護区（特別保護区）
	景観計画区域
	自然景観資源
	漁港
	港湾
	海水浴場
所管	
	国土交通省水産部・国土保全局
	国土交通省港湾局
	農林水産省水産庁
	農林水産省農村振興局

記号

	海岸保全施設を新設しようとする区域		国土交通省水産部・国土保全局
	海岸保全施設を改良しようとする区域		国土交通省港湾局
	海岸保全施設の存する区域		農林水産省水産庁
	堤防（緩傾斜堤防を含む）		農林水産省農村振興局
	護岸（緩傾斜護岸を含む）		
	胸壁		
	突堤（ヘッドランドを含む）		
	離岸堤		
	消波・人工リーフ		
	消波堤（消波工を含む）		
	高瀬・津波防護堤		
	砂浜（海岸管理者が指定するものに限る）		
	樹林（海岸管理者が指定するものに限る）		
	水門（樋門、閘門、排水機場を含む）		

海岸整備における配慮要素

	特定植物群
	藻場（アマモ場・海中草原）
	藻場（ガラモ場・海中林）
	国立公園区域（普通地域）
	国立公園区域（特別保護地区・特別地域）
	国立自然公園区域
	自然環境保全地域
	鳥獣保護区（特別保護区）
	景観計画区域
	自然景観資源
	漁港
	港湾
	海水浴場

所管

	国土交通省水産部・国土保全局
	国土交通省港湾局
	農林水産省水産庁
	農林水産省農村振興局

地図説明

- 投影はユタニ・メルカトル図法、投影変換は第52変換、中央子午線は東経127°
- 図形に付した短線は経緯度1分ごとの目盛
- 高さの基準は東京湾の平均海面
- 等高線の間隔は20メートル
- 縮尺方位は西偏約1°10'
- 図式は平成元年に50,000地形図図式

行政区画

索引図

1. 益田市 2. 野田町 3. 津島町 4. 草津町

「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分1地形図を複製したものである。（承認番号 平28情保 第1188号）」承認を得て作成した複製品を第三者がさらに複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

明治32年測量
昭和45年編纂
平成6年修正
資料：平成4年修正測量1:25,000地形図

益 田

飯 浦



「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分1地形図を複製したものである。(承認番号 平28情復、第1188号)」承認を得て作成した複製品を第三者がさらに複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

明治32年測量
昭和45年編纂
平成3年修正
資料：平成3年修正測量計25,000地形図

飯 浦

平成5年8月1日発行（4色刷） 2刷
著作権所有兼発行所 国土地理院 許可なく複製を禁ずる

第3編 その他重要事項、留意事項

海岸の保全に関するその他の重要事項及び、今後の取り組みにおいて特に留意すべき事項を以下に示す。

第1章 その他重要事項

1-1 広域的・総合的な視点からの取組の推進

一体的に社会経済活動を展開する地域全体の安全の確保、快適性や利便性の向上に資するため、海岸背後地の人口、資産、社会資本等の集積状況や土地利用の状況、海岸の利用や環境、海上交通、漁業活動等を勘案し、関係する行政機関とより緊密な連携を図り、広域的・総合的な視点からの取組を推進する。

特に、連続した長い海岸線を広域的・統一的に保全していくためには、複数の海岸管理者間の連携はもとより、広域的・総合的な基礎データの取得、データベース構築による蓄積・共有が重要となる。

そのため、ロボットや ICT 技術の活用(例：UAV 無人航空機による公共測量の実施)、海岸侵食問題に対する総合的な土砂管理、海岸保全施設の戦略的維持管理など、昨今の最新技術や取り組みの導入に努める。

(1) 一体的・計画的な防災・減災対策の推進

災害に対する安全の確保については、連たんする背後地を一体的に防護する必要がある。このため、海岸だけでなく沿岸部における関連する施設との防護水準の整合の確保等、関係機関との連携の下に、一体的・計画的な防災・減災対策を推進する。その際、必要に応じて協議会を設置し、防災・減災対策に係る事業間調整等について協議を行うものとする。

(2) 海岸侵食問題に対する総合的な土砂管理

海岸侵食は、土砂の供給と流出のバランスが崩れることによって発生する。この問題に抜本的に対応していくため、海岸地形のモニタリングを行いつつ、海岸部において、沿岸漂砂による土砂の収支が適切となるよう構造物の工夫等を含む取組を進めるとともに、海岸部への適切な土砂供給が図られるよう河川の上流から海岸までの流砂系における総合的な土砂管理対策とも連携する等、関係機関との連携の下に広域的・総合的な対策を推進する。

(3) 広域的な海岸利用への配慮

また、海岸は、海と陸が接する独特な空間であることから、様々な利用の可能性を秘めている。海岸の有する特性を更に広く適切に活用していくため、広域的な利用の観点も念頭に置きつつ、レジャーやスポーツの振興、自然体験・学習活動の推進、健康の増進及び自然との共生の促進等のため、海岸及びその周辺で行われる様々な施策との一層の連携を推進する。

さらに、近年、洪水や高潮等により広範囲に大規模な流木等が海岸に漂着し、海岸の保全に支障が生じていることから、こうした問題に対しても適切に対応する。

1-2 地域との連携の促進と海岸愛護の啓発

海岸の保全を適切かつ効果的に進めていくためには、地域の意向に十分配慮し、地域との連携を図っていくことが不可欠である。

(1) 災害に強い地域づくり

災害に強い地域づくりを進めるため、海岸保全施設の整備と併せ、関係機関と連携して防災情報の提供や災害時の対応方法の周知等、地域住民の防災意識の向上及び防災知識の普及を図る。

地域防災計画でも定めているように、統合型防災情報システム・防災行政無線・地域衛星通信ネットワーク等を活用し、(高潮や津波等の)自然災害発生時の予警報等の市町村への情報提供、被害情報等の集約・管理を県が一元的に行って情報共有を図る。

また、平時の対応として、市町村が作成する避難計画等への技術的支援を行う。

(2) 海岸美化、希少動植物の保護

海岸におけるゴミ対策や清掃等による海岸の美化、希少な動植物の保護については、地域住民やボランティア等の協力を得ながら進めるとともに、参加しやすい仕組みづくりに努める。また、無秩序な利用やゴミの投棄等により海岸環境の悪化が進まないよう、モラルの向上を図るための啓発活動の充実に努める。

(3) 適正な海岸利用の促進

適正な利用を促進していくためには、海岸は海への入口であり、時には人命を損なう危険な場所でもあるという認識に立ち、地域特性に応じた海岸利用のルールづくりを推進するとともに、安全で適正な利用に必要な情報を適宜提供していく。海岸の保全のために実施する行為の制限等については、利用者にわかりやすく表示するよう努める。

(4) 海岸愛護の普及、人材育成

こうした地域住民との連携を緊密にしていくため、海岸愛護の思想の普及を図るとともに、環境教育の充実にも努め、地域における愛護活動が推進されるような人材を育成する。具体的には、海岸愛護月間を有効に活用し、関係市町村とも連携のもと、海岸を活用した住民参加型のイベントを継続的に企画・実行し、地域住民が海岸に触れる機会を増やすための継続的な取り組みを目指す。

第2章 今後の取り組みにおける留意事項

2-1 関連計画との整合性の確保

国土の利用、開発及び保全に関する計画、環境保全に関する計画、国土強靱化に関する計画、地域計画等関連する計画との整合性を確保する。

2-2 関係行政機関との連携調整

海岸に係る行政機関と十分な連携と緊密な調整を図る。特に、事業の詳細な計画や工事实施にあたっては沿岸市町村と連携して地元説明会を適宜開催するなど、地域毎の海岸の利用や周辺環境に即した海岸保全施設整備を実施していく。

2-3 地域住民の参画と情報公開

計画の策定段階で必要に応じ開催される公聴会等だけでなく、計画が実効的かつ効率的に執行できるよう、実施段階においても適宜地域住民の参画を得るよう努める。また、計画の策定段階から、計画の実現によりもたらされる防護、環境及び利用に関する状況について必要に応じ示す等、事業の透明性の向上を図るため、海岸に関する情報を広く公開するよう努める。

なお、本計画の検討途中でパブリックコメントを募集しており、パブリックコメントの結果は委員会で審議したのち、計画に適宜反映している。

2-4 計画の見直し

地域や社会情勢、気象・海象など海岸を取り巻く諸状況の変化により必要に応じて、島根沿岸海岸保全基本計画の基本的事項及び海岸保全施設の整備内容等を点検し、適宜見直しを行う。

また、海岸保全施設の整備計画について、地形の急激な変化等により計画の変更が生じた場合には基本的事項に則り海岸管理者が関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じたうえで、施設の整備内容の見直しを行う。

(参考)

決 定 及 び 経 緯 経 過			
区分	決定	年月日	備考
決定	決定 施行	平成15年3月26日 平成15年3月26日	
改定第1回	決定 施行	平成19年3月20日 平成19年3月20日	海岸保全施設の整備計画変更 7海岸 (河川局2海岸、水産庁5海岸)
改定第2回	決定 施行	平成21年3月31日 平成21年3月31日	海岸保全施設の整備計画変更 18海岸 (河川局4海岸、港湾局7海岸、水産 庁6海岸、農村振興局1海岸)
改定第3回	決定 施行	平成29年3月予定 平成29年3月予定	施設設計外力となるレベル1津波への対応 施設の維持・修繕、長寿命化の考え方 最新の社会動向の反映